

「第3次たかまつ男女共同参画プラン（仮称）」（素案）

平成23年7月

高 松 市

# 目 次

<b>第1章 計画策定に当たって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	1
3 計画の期間 .....	2
4 計画の背景 .....	2
(1) 世界の動き .....	2
(2) 国の動き .....	3
(3) 香川県の動き .....	4
(4) 高松市の動き .....	4
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>7</b>
1 計画の基本理念 .....	7
2 計画の基本的視点 .....	7
3 計画の基本目標 .....	8
4 計画の施策体系 .....	10
<b>第3章 計画の内容</b> .....	<b>13</b>
<b>基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり</b> .....	<b>13</b>
主要プラン1 男女共同参画に向けた意識改革 .....	14
主要プラン2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実 .....	19
<b>基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進</b> .....	<b>23</b>
主要プラン3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 .....	24
主要プラン4 地域における身近な男女共同参画の促進 .....	29
主要プラン5 国際的視点に立った男女共同参画の推進 .....	34
<b>基本目標Ⅲ 男女が共にいきいきと働き続け、安心して生活できる環境づくり</b> .....	<b>37</b>
主要プラン6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 .....	38
主要プラン7 子育て・介護支援の充実 .....	45
主要プラン8 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 .....	48
主要プラン9 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づくり .....	53

基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重される社会づくり	57
主要プラン10 人権尊重の意識づくり	58
主要プラン11 女性に対するあらゆる暴力の根絶	61
主要プラン12 生涯を通じた男女の健康づくり	66
第4章 計画の推進	71
参考資料	73
1 「第3次たかまつ男女共同参画プラン（仮称）」策定経過	73
2 たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会設置要綱	75
3 たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会、分科会委員名簿	76
4 男女共同参画のあゆみ	78

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

わが国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動して、男女共同参画社会実現に向けた取組が進められてきました。

平成11（1999）年に、「男女共同参画基本法」が制定され、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置付けられました。

その後の社会情勢は、少子超高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族形態の多様化など、大きく変動しています。こうした私たちを取り巻く環境の変化に対応し、課題を解決するためには、一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

このため、本市では、平成14（2002）年に「たかまつ男女共同参画プラン」を策定し、女性問題の解決や男女共同参画の様々な施策に取組み、また、平成18（2006）年には、「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」を策定し、合併により広域化した市域を背景に、新しい課題に対応しながら、男女共同参画の様々な施策・事業に取り組んできました。

この度、「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」の計画期間が平成23（2011）年度で終了することから、これまでの取組を継承しつつ、現状を踏まえた新たな課題に対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けての施策を総合的、計画的に推進するため、「第3次たかまつ男女共同参画プラン（仮称）」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

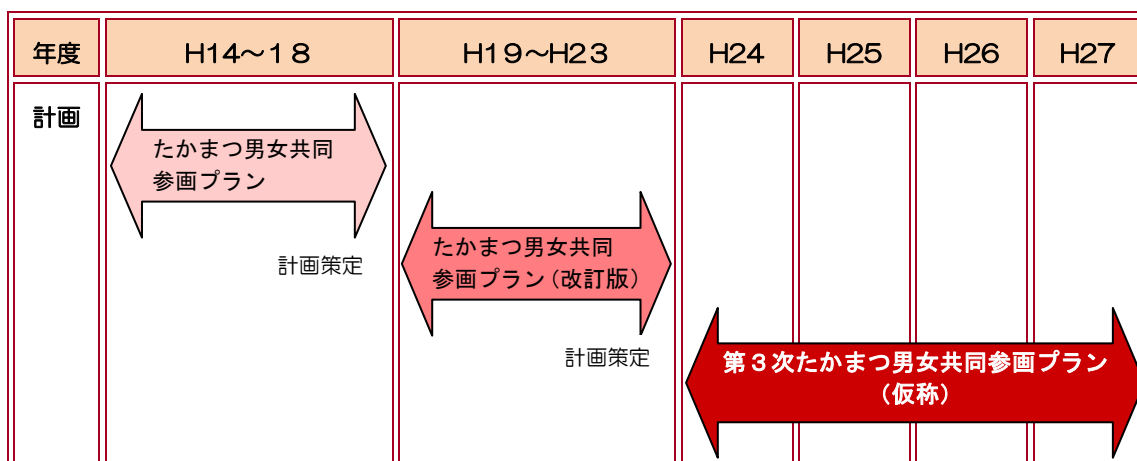
本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。

また、本計画は、「第5次高松市総合計画」を上位計画とし、関連する他の部門の個別計画との整合性を図りながら、本市における男女共同参画社会の実現に関する計画として策定するものです。

さらに、本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく市町村基本計画を含む計画です。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成24（2012）年度から平成27（2015）年度までの4年間とします。



### 4 計画の背景

#### (1) 世界の動き

国際連合は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、同年、メキシコシティで第1回国際婦人年世界会議を開催し、各国が取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択され、昭和 51（1976）年から昭和 60（1985）年までを「国連婦人の 10 年」として、世界の国々に対し、女性の地位向上のための積極的な取組を呼びかけました。また、昭和 54（1979）年には、国連総会において、「女子差別撤廃条約」が採択されました。

「国連婦人の 10 年」の最終年に当たる昭和 60（1985）年には、ナイロビで第3回世界女性会議が開催され、西暦 2000 年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成 7（1995）年北京で開催された第4回世界女性会議においては、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、平成 12（2000）年までに各国および国際社会がとるべき 12 項目におよぶ戦略目標および行動計画が示されました。

平成 12（2000）年には、ニューヨークにおいて国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、平成 17（2005）年までに女性の差別的な条項撤廃のための法律の見直しを各国に求めることなどを盛り込んだ「政治宣言」および「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

平成 17（2005）年には、ニューヨークにおいて第 49 回国連婦人の地位委員会（北京+10）が開催され、「北京宣言及び行動綱領」および「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価、見直しが行われるとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議されました。

平成 22（2010）年には、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価を主要テーマに、第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）が開催されました。

## （2）国の動き

日本では、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機として、「婦人問題企画推進本部」を設置して以降、昭和 52（1977）年には、以後 10 年の女性行政関連施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

昭和 60（1985）年には、男女雇用機会均等法の制定や、国籍法や戸籍法の改正など、国内法が整備され、「女子差別撤廃条約」が批准されました。

平成 8（1996）年、北京会議の成果を踏まえ、「北京宣言及び行動綱領」の概念を新たに盛り込み、また男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな国内行動計画として「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

平成 11（1999）年には、男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

平成 12（2000）年には、基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、11 の重点目標ごとに平成 22（2010）年までを見通した長期的な施策の方向性などが明確にされました。

平成 13（2001）年には、内閣府に男女共同参画局が設置されるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定により、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制が整備されました。

平成 17（2005）年には、「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」など 12 の重点分野が掲げられました。

平成 19（2007）年には、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行うため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成 20（2008）年には、男女共同参画推進本部において、多様性に富んだ活力ある社会に向けて「女性の参画加速プログラム」が発表されました。

平成 22（2010）年には、「第2次男女共同参画基本計画」の計画期間が平成 22（2010）年度で終了することから、15 の重点分野からなる「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### （3）香川県の動き

香川県では、昭和57（1982）年に女性政策に関する最初の総合計画となる「香川県婦人行動計画」が策定されて以降、昭和63（1988）年には「香川女性のための新行動計画」、平成4（1992）年には「男女共同参画型社会へ向けての香川行動計画」を策定、平成9（1997）年には改訂を行い、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな施策を総合的・計画的に推進してきました。

また、平成13（2001）年には、平成22（2010）年度を目標年度とし、「男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革」、「あらゆる分野における男女共同参画の推進」、「男女の人権の尊重」の3つを基本目標とした「かがわ男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成14（2002）年には、香川県の男女共同参画を進める施策の基本となる事項を定めた「香川県男女共同参画推進条例」が制定されました。

平成18（2006）年には、「かがわ男女共同参画プラン」の長期的な施策の方向性の見直しを行い、平成22（2010）年度までの後期計画が策定され、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな施策を実施されてきました。

平成23（2011）年には、これまでの取組を検証し、社会経済情勢の変化を踏まえて男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向性と具体的な施策を取りまとめた、「第2次かがわ男女共同参画プラン（仮称）」が策定されました。

### （4）高松市の動き

本市では、昭和 63（1988）年に「高松市女性行動計画」、平成 6（1994）年に「第2次高松市女性行動計画」を策定し、その着実な推進に努めてきました。

平成 7（1995）年には、女性センター（愛称：サンフリー高松）をオープンし、女性の自立と社会参画の促進、男女平等社会の実現を図るための施策や活動を展開しています。

平成9(1997)年には、“認めあい 創り出し 共に生きる”をキーワードとした「男女共同参画都市宣言」を中四国で最初に行い、市民と行政が一体となって男女共同参画社会実現に取り組むための契機とし、平成10(1998)年に「第2次高松市女性行動計画(改訂版)」を策定し、男女共同参画都市宣言の趣旨を生かした取組を進めています。

平成14(2002)年には、男女共同参画社会基本法に示された理念に基づき、「たかまつ男女共同参画プラン」、平成19(2007)年に「たかまつ男女共同参画プラン(改訂版)」を策定し、“だれもがいきいきと自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現”を基本理念として、様々な施策・事業を総合的、計画的に展開してきました。

この間、男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点として様々な事業を行ってきた女性センターは、平成18(2006)年に男女共同参画センターに名称変更するとともに、指定管理者制度を導入し、市民自らの主体的な事業の推進を図っています。

この度、「たかまつ男女共同参画プラン(改訂版)」の計画期間が平成23(2011)年度で終了することから、これまでの取組を検証するとともに、引き続き、施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成24(2012)年に「第3次たかまつ男女共同参画プラン(仮称)」を策定しました。





## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

すべての人が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、だれもがいいきと自分らしく豊かな人生を送ることを可能にします。

このため、本計画の基本理念は、前計画の基本理念を引き継ぎ、次のとおり定めます。

## だれもがいいきと自分らしく生きる 男女共同参画社会の実現

### 2 計画の基本的視点

基本理念を具体化するに当たり、次の4つの基本的視点をもって施策を推進します。

#### (1) 男女の人権尊重

男女の人権の尊重は、男女共同参画の推進に当たって、最も基本となるものです。男女の個人としての尊厳を重んじ、性別に起因する差別や暴力をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮する機会が確保される必要があります。

一人ひとりが人間として尊重され、自信を持って生きていけるように、男女の人権が確立された社会を目指します。

#### (2) あらゆる分野への男女共同参画の機会確保

性別にとらわれない多様な生き方を実現するためには、男女が対等なパートナーとして活躍できる機会を確保するとともに、それに参画するための意識と能力の向上を図る必要があります。

意思決定の場をはじめ、社会のあらゆる分野に男女が対等に参画できる社会を目指します。

### (3) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が共に社会に参画していくためには、家族を構成する男女が、互いに協力して家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と働くこと、学校に通うこと、地域活動をする事等との両立を図るようする必要があります。

家族がどのように協力していくのかは、それぞれの家族の話し合いにより決まっていくものですが、男女が家庭生活に参画し、共に仕事や地域活動等とのバランスのとれたライフスタイルを確立できる社会を目指します。

### (4) 地域における男女共同参画の推進

地域社会は、実際に生活する身近な生活の場であることから、男性も女性もこれまでの意識や地域活動のあり方を男女共同参画の視点で見直し、個人が持っている知識や経験、能力を十分に発揮することが必要です。

地域において、男女が共に日常の活動や意思決定の場に参画し、防災や環境など様々な地域の課題解決に手を携えて取り組むことで、住みよい豊かな地域社会を目指します。

## 3 計画の基本目標

基本理念に基づき、施策を展開するために、次の4つの基本目標を定めます。

- I 男女共同参画の意識づくり
- II あらゆる分野への男女共同参画の促進
- III 男女が共にいきいきと働き続け、安心して生活できる環境づくり
- IV 男女の人権が尊重される社会づくり

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

男女がお互いの人権を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革を図るとともに、多様な選択を可能にする教育や学習を充実することにより、一人ひとりが固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる分野において男女共同参画の視点を持つことができるよう、男女共同参画の意識づくりを推進します。

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女が対等な社会の構成員として、自らの意思によって主体的に社会参画ができるよう、地域や職場など様々な分野において、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、国際的視点に立ち、男女共同参画を進めるなど、あらゆる分野への男女共同参画を促進します。

### 基本目標Ⅲ 男女が共にいきいきと働き続け、安心して生活できる環境づくり

仕事と生活の調和の実現や、多様な働き方を可能とする就業環境の確保を図るとともに、男女が対等なパートナーとして働くことのできる職場づくりに努めるなど、男女が共にいきいきと働き続ける環境づくりを進めます。

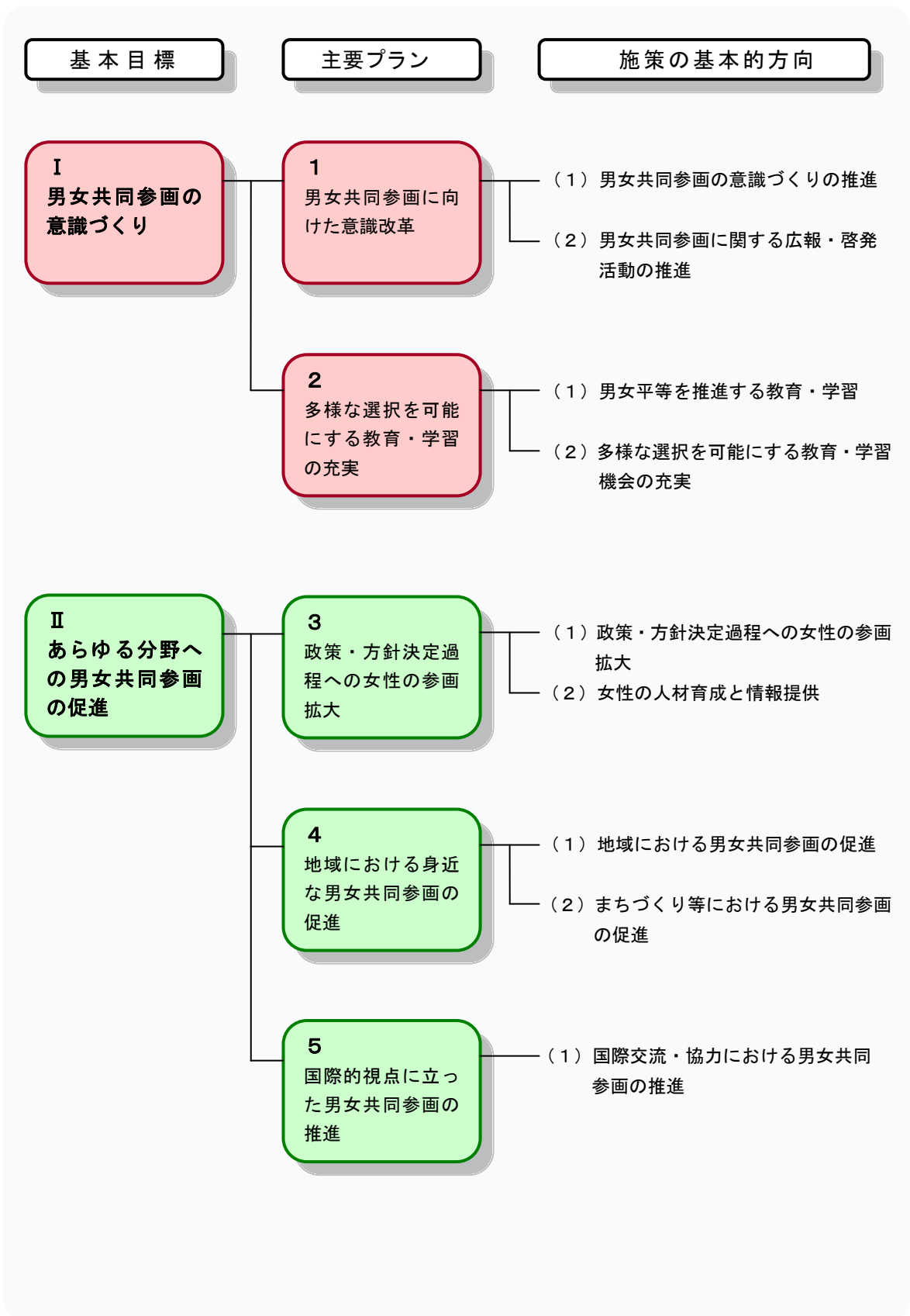
また、男女が共に子育て、介護を担うことのできる家庭づくりの促進や、高齢者等の生活の自立支援を図るなど、だれもが人間らしく自立し、豊かで安心して生活できる環境づくりを進めます。

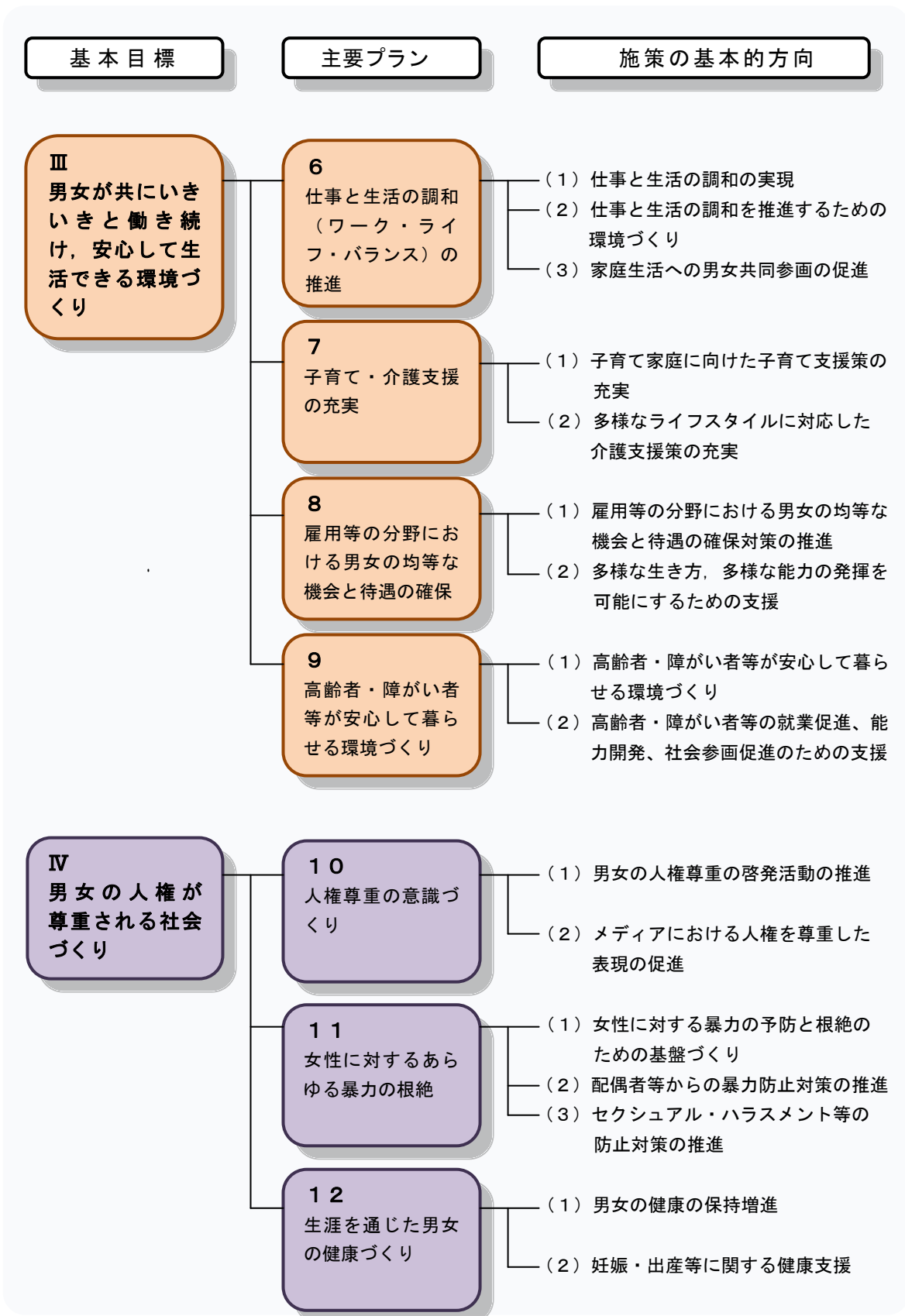
### 基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重される社会づくり

性別にかかわらず個人が尊重され、すべての人が人間らしく生きることができるよう、男女の人権が尊重される社会づくりを推進します。

特に、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題であることから、本市では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく市町村基本計画を本計画に含有し、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための施策を総合的かつ一体的に推進します。

## 4 計画の施策体系





## 第3章 計画の内容

### 基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

「男だから、女だから」ということで生き方や働き方の選択が制限されることなく、「人間らしく」「自分らしく」生きたいと望むのは基本的な権利です。

男女がお互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」というような固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において、対等な立場で参画していくことが必要です。

法律や制度面での男女平等は進みましたが、意識や行動面での固定的性別役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるものの、依然として残っていることから、男女共同参画に関する認識を深め、定着させていく必要があります。

男女を問わず、一人ひとりが自分の中にある、この固定的性別役割分担意識に気づき、一人ひとりの個性や人権を尊重しながら、男女共同参画に向けた意識改革を行う必要があります。

このようなことから、男女がお互いの人格を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革を図るとともに、多様な選択を可能にする教育や学習を充実することにより、男女共同参画の意識づくりを推進します。

## 主要プラン 1 男女共同参画に向けた意識改革

### 現状と課題

男女がお互いを認めあい、尊重しあうことのできる社会の実現をめざすには、多様な個性を認めて共生していくことが大切であり、そのためには、男女がともに、家庭、職場や地域活動における基本的な知識や能力を身につけ、社会の様々な分野に対等な立場で参画していくことが必要です。

本市の市民生活意識調査（平成22年）において、「男女共同参画社会」という言葉を、知っている、聞いたことがあると回答した人は69.7%となり、言葉そのものは徐々に浸透してきていると言えます。（図1-1）

また、「男は仕事、女は家庭」といった考え方については、賛成（どちらかといえば賛成を含む）は、全体で44.4%を占める一方、反対（どちらかといえば反対を含む）は、全体で47.8%となっています。（図1-2）このことから、固定的な性別役割分担意識は、若年層を中心に徐々に薄れつつあるものの、意識や行動、社会の習慣や慣行の中には、いまだに根強く残っていることがうかがえます。

固定的性別役割分担意識は、様々な場面・分野で男女の行動を制約し、性別にとらわれることなく、自分らしく生きるための選択や能力の発揮を妨げるため、男女共同参画社会の形成を進めていくうえでも、克服しなければならない課題です。

さらに、男女の不平等感については、家庭、職場、社会通念や慣習、社会全体において、男性の方が優遇されている（どちらかといえば男性優遇を含む）と感じる人が半数以上を占めるなど、依然として解消されていません。（図1-3）

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる機会をとらえて、一人ひとりの意識と行動の改革を進めていくことが必要であり、特に、男性に対する意識改革の機会を積極的に確保する必要があります。



図1-1 「男女共同参画社会」の認知度について

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

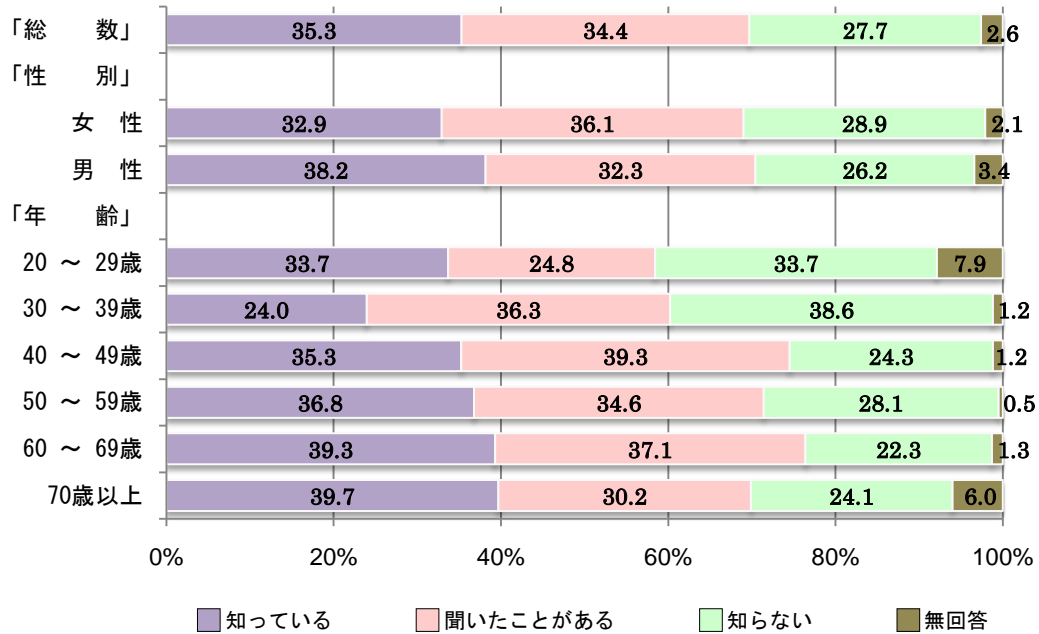


図1-2 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

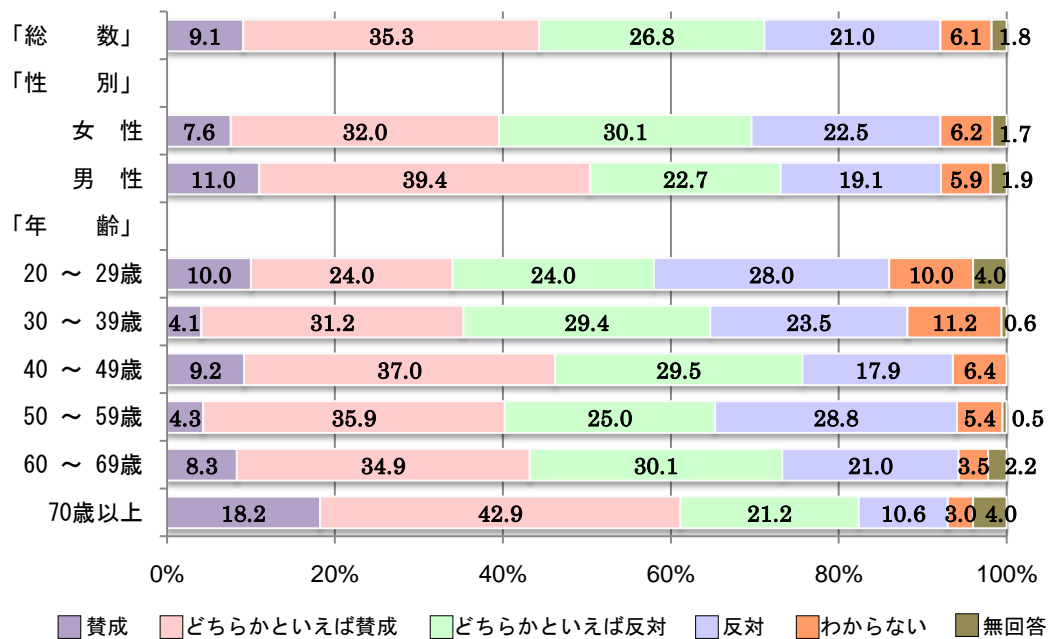
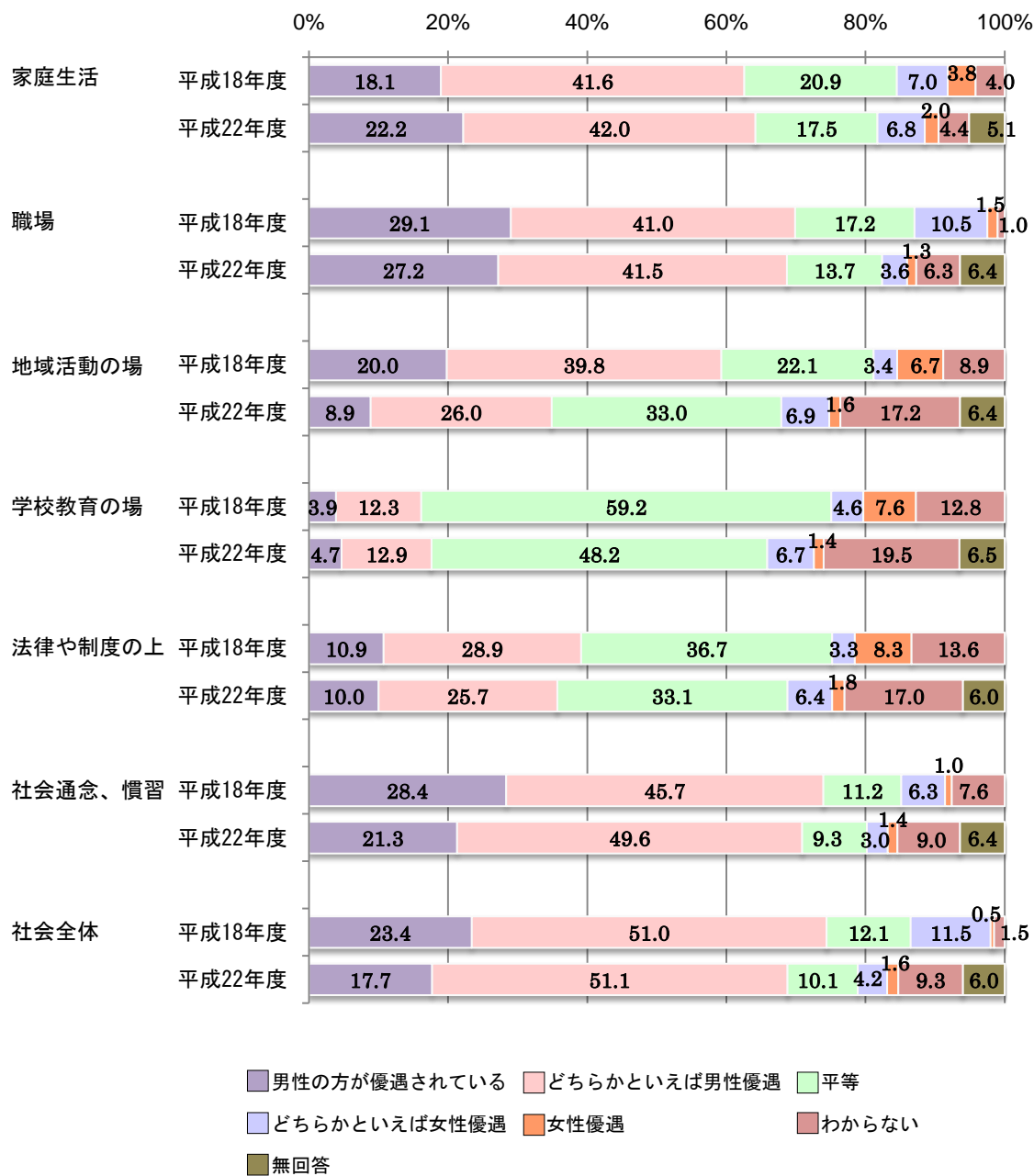


図 1-3 男女の地位の平等についてどう思うか

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



### 施策の基本的方向

男女共同参画社会づくりの基盤として、一人ひとりが固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる分野において男女共同参画の視点を持つことが必要です。

そのため、男女共同参画センターを中心として、男女共同参画に対する理解を深めるための学習機会の充実を図るなど、男女共同参画意識の定着を図ります。

また、男女共同参画社会について、市民に正しく理解され、協力が得られるよう、あらゆる機会をとらえ、広報・啓発活動を推進します。

#### (1) 男女共同参画の意識づくりの推進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
男女共同参画推進のための学習機会の充実 ・学習機会の提供	企画課男女共同参画推進室
市職員への男女共同参画意識の浸透 ・男女共同参画研修の実施	企画課男女共同参画推進室

#### (2) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
男女共同参画社会に関する広報・啓発活動の推進 ・広報・啓発活動の推進 ・情報収集および情報提供	企画課男女共同参画推進室

評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する市民意識の割合	44.4%	35%
「男女共同参画社会」という用語の認知度	69.7%	100%
男女共同参画センターのホームページへのアクセス	27,456件	30,000件
男女共同参画センターの図書・ビデオ・DVD貸出件数	①図書 451冊 ②ビデオ・DVD 15本	①図書 500冊 ②ビデオ・DVD 20本

## 主要プラン 2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

### 現状と課題

学校、家庭、地域、職場などで行われる教育や学習は、市民の意識や価値観に人権尊重や男女平等を根づかせるとともに、男女が社会のあらゆる分野で能力を発揮できる力をつける上で、大きな役割を果たしています。

学校では、児童・生徒の発達段階に応じ、男女平等や男女相互の協力・理解についての指導を行っていますが、本市の市民生活意識調査（平成22年）では、「進路指導などは性別に関係なく同じように行われる方がよいと思う（どちらかといえばそう思うを含む）」が、78.1%となっており（図2-1）、進路指導、学校行事や教科などでも固定的な性別役割分担意識にとらわれないよう、更なる配慮が必要です。

また、教育の場は比較的男女平等であると考えている人が多い（図1-3）ものの、深刻化するいじめや暴力、不登校など、人権尊重の意識を育てることが強く求められています。

家庭での教育は、子どもの人間形成にとって重要な基盤となっており、家庭における親の意識や生活態度が子どもに与える影響は大きなものがあります。

また、子どもの育て方として、「女の子も男の子も経済的、社会的自立ができるように育てる方がよい」という考え方について、92.5%の人が「共感できる（ある程度共感できるを含む）」と答えており（図 2-2）、男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進が望まれます。一人ひとりの個性を活かす家庭での教育の力が求められ、家庭において社会的性別（ジェンダー）にとらわれない生き方、地域の伝統や風習への理解を通じて、真の男女平等とは何かを考え、実践していく必要があります。

男女がともに多様な生き方を主体的に選択し、自立できるためには、学校を始め、社会のあらゆる分野で、お互いの人権を尊重し、男女平等という意識を育み、自己の能力を高め、生きがいを見つけていくための学習機会が確保されることが必要です。すべての人が違いを認め合いながら、対等な関係を重んじ、その個性や能力を伸ばすことができるよう、男女平等をめざした教育・学習の充実を図っていくことが必要です。

図2-1 学校での教育において、進路指導などは性別にかかわらず同じように行われる方がよいという考え方について

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

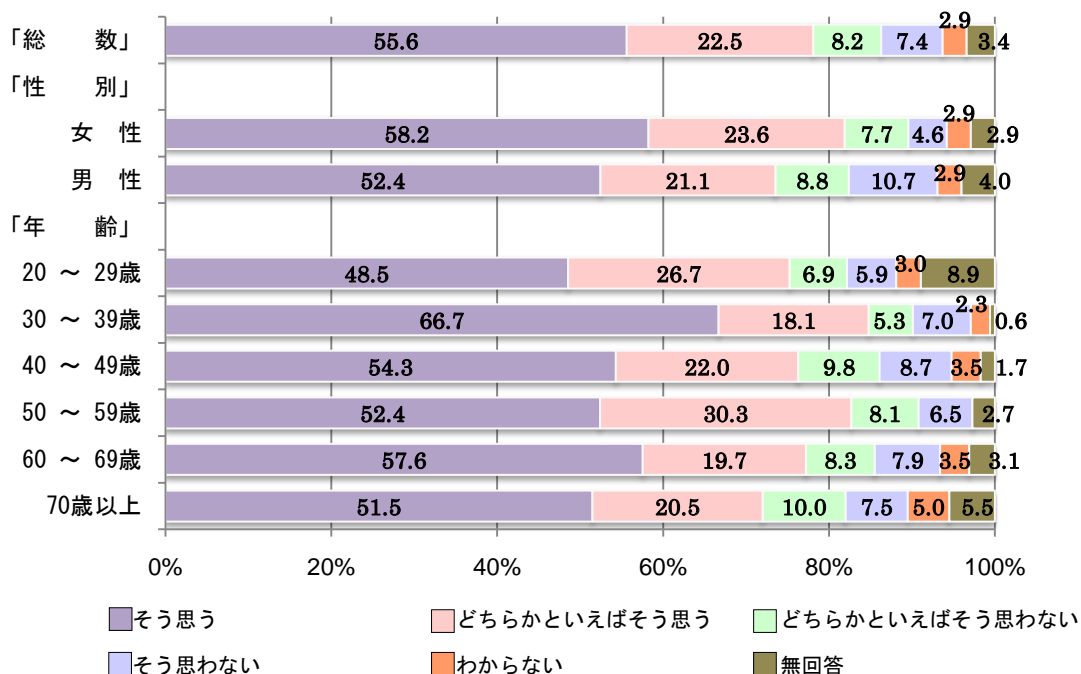
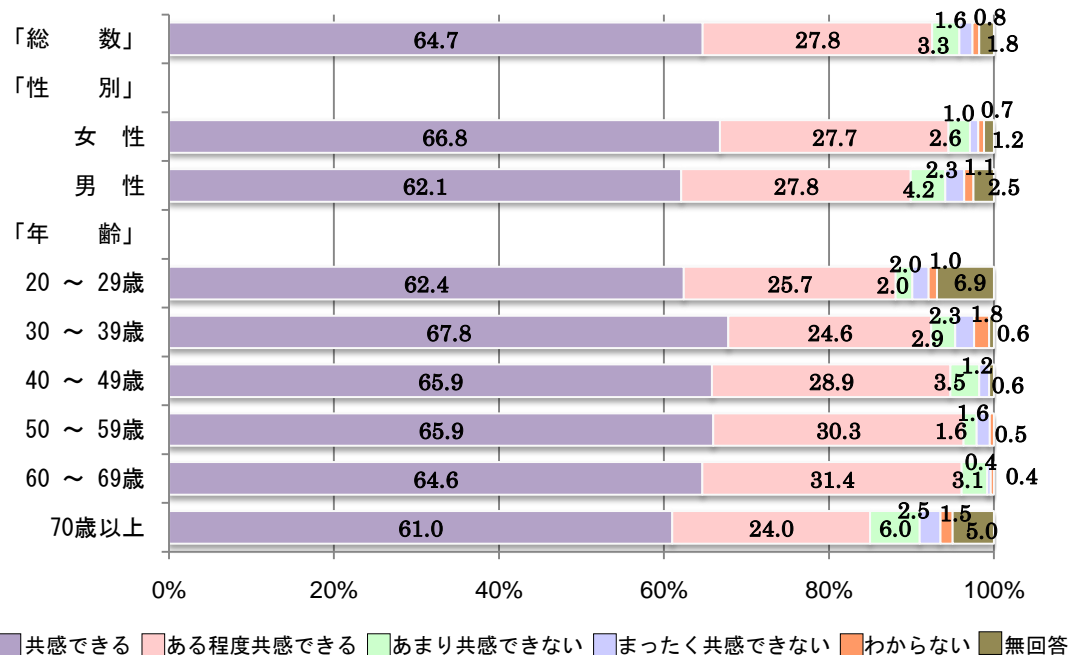


図2-2 子どもの育て方について、女の子も男の子も経済的、社会的自立ができるように育てる方がよいという考え方について

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



### 施策の基本的方向

一人ひとりの多様な価値観や生き方を認め合う意識づくりと相互協力・理解を深めるため、家庭や地域、学校において、男女平等の視点に立った教育・学習を推進します。

また、教育の場において、男女共同参画の視点に立った教育を実践できる人材を育成するため、教育関係者の意識啓発に努めます。

さらに、主体的な進路選択ができるよう、生涯学習・能力開発のための学習機会を提供するとともに、学校においては、教職員の男女共同参画についての認識を高め、職業や労働に関する内容を授業の中で取り上げるなど、生徒一人ひとりの個性を尊重し、能力や適性を生かした進路を選択できる指導の充実を図ります。

#### (1) 男女平等を推進する教育・学習

具体的施策 / ・主な取組	担当課
学校教育の充実 ・人権尊重・男女平等意識の育成を意識した教育・保育の推進	学校教育課 こども園運営課
社会教育の推進 ・女性教室の開催 ・生涯学習推進員研修の実施	生涯学習課 生涯学習課生涯学習センター
教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進 ・教職員・保育関係者などに対する研修の実施 ・人権教育教員研修会の実施	学校教育課 こども園運営課 人権教育課

#### (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

具体的施策 / ・主な取組	担当課
生涯学習・能力開発の推進 ・生涯学習センター、コミュニティセンターにおける多様な講座の開催	生涯学習課生涯学習センター
進路指導・キャリア教育の充実 ・進路指導・キャリア教育の推進 ・職業意識の形成	学校教育課

評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
男女平等教育の研修会を受講した教員数	年間72人	延べ280人 (平成24年度からの累計)
男女共同参画に関する講座・セミナーの参加者数	9,206人	9,600人
男女共同参画に関する講座・セミナーの男性参加者の割合	33.0%	40%
共催・後援による男女共同参画に関する講座数	7回	10回



## 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女が社会の対等な構成員としてお互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野への男女共同参画を促進する環境づくりを推進していくためには、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、新しい視点や、様々な人々の立場を考慮した意見を取り入れていくことが大切です。

国では、平成32（2020）年までに、あらゆる場面で指導的地位における女性が占める割合を30%とするよう目標を定めています。

一方、本市の各種審議会等への女性の登用率は、平成17（2005）年4月1日現在で28.5%、平成23（2011）年4月1日現在では32.3%となり、徐々に割合は高くなっているものの、まだ十分とは言えない状況です。

活力ある豊かな地域社会をつくっていくためには、市民一人ひとりが地域活動の重要性を認識し、様々な地域活動に男女が積極的に参画して地域の活性化を図る必要があります。

また、あらゆる分野で国際化が進展している中、男女がともに国際交流活動などに参加し、国際感覚を身に付け、だれもが住みやすい多文化共生のまちづくりの推進を図る必要があります。

このようなことから、男女が対等な社会の構成員として、自らの意思によって主体的に社会参画ができるよう、地域社会を始め、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、国際的視点に立ち、男女共同参画を進めるなど、あらゆる分野への男女共同参画を促進します。

## 主要プラン 3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

### 現状と課題

男女が、社会の対等な構成員としてお互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野への男女共同参画を促進する環境づくりを推進していくためには、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、新しい視点や、様々な人々の立場を考慮した意見を取り入れていくことが大切です。

しかしながら、本市における審議会等の女性委員の登用率は、平成 23 年 4 月 1 日現在では 32.3%であり、徐々に割合は高くなっていますが(図 3-1)、十分とは言えない状況です。

本市の事業所実態調査(平成 22 年)によれば、管理職に占める女性の割合が 10%未満である事業所が 51.2%となっており、女性管理職が非常に少ないのが現状です。(図 3-2)

また、市民生活意識調査(平成 22 年)では、女性の政策・方針決定過程への参画が少ない理由として、男女ともに「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識」「男性優位の組織運営」「女性の積極性が十分でない」が上位を占めています。(図 3-3)

政策・方針決定過程への女性の参画促進は、男女双方の意見を反映させるためにも重要であるため、女性の積極的な参画を促す施策や制度の充実が必要です。

男女を問わず、能力があれば、だれでも活躍できることを広く認識させるため、様々な場面で、女性が活躍していることを広報し、“女性が活躍することはごく自然である”ということ啓発していきます。

今後、あらゆる分野へ女性も積極的に参画していくためには、地域、職場、学校など社会全体の環境整備とともに、女性自身も主体的に様々な課題に取り組み、解決を図る力をつけることや、潜在的能力の開発(エンパワーメント)により、自覚と能力を高めていくことも必要です。

図3-1 審議会等での女性委員の登用率の推移（高松市）

（国：各年9月30日、市：各年4月1日現在）

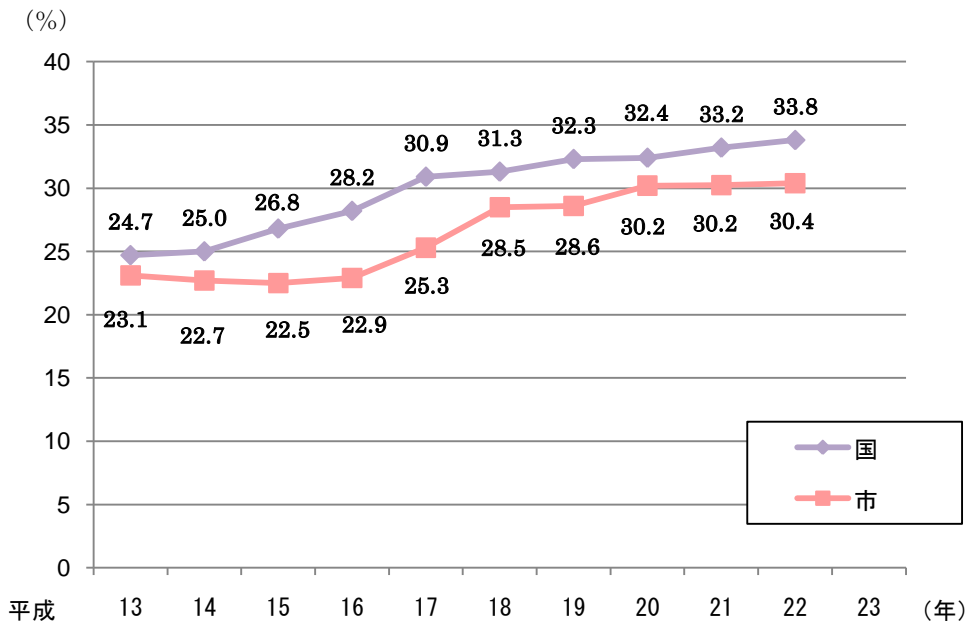


図3-2 事業所における女性管理職の状況

（「高松市男女共同参画に関する事業所実態調査（平成22年）」）

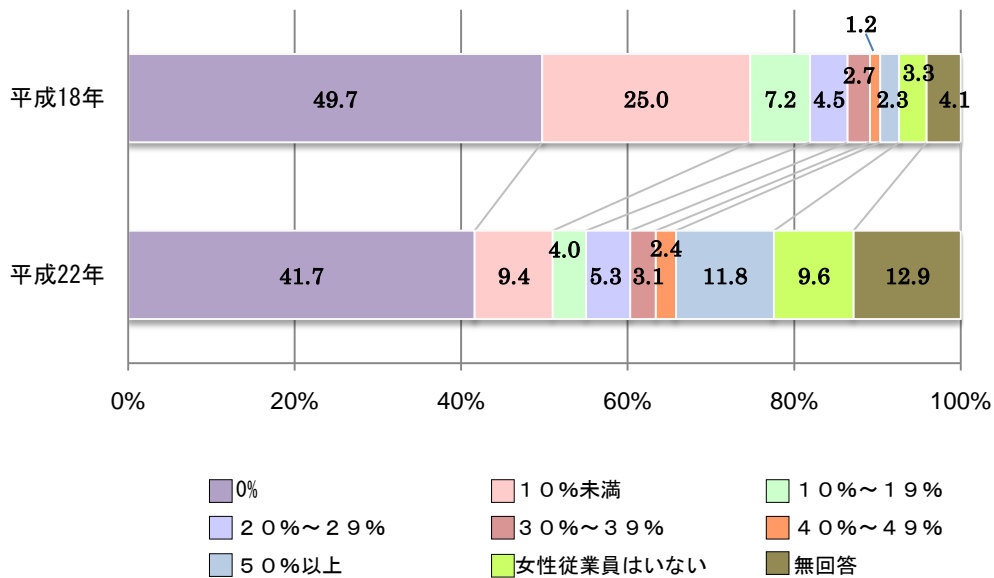
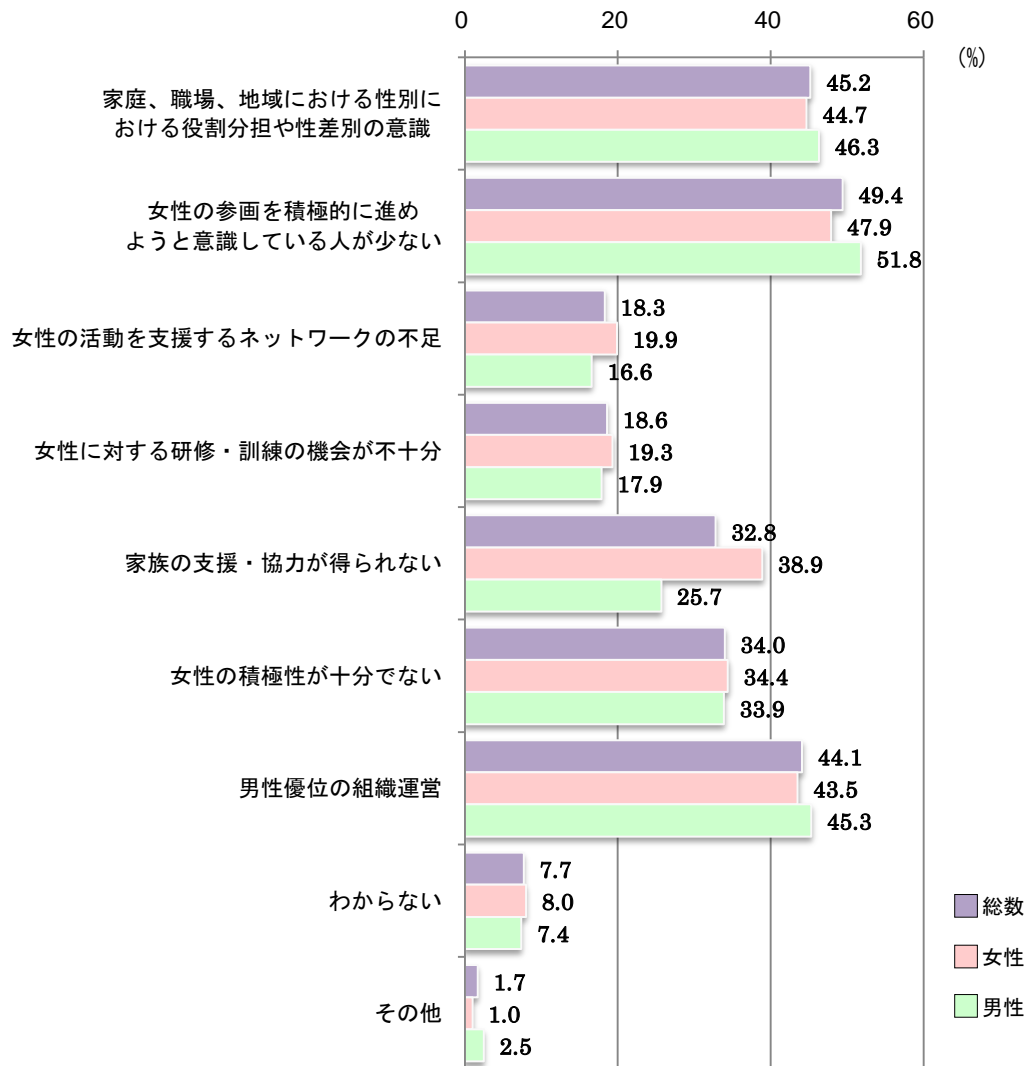


図3-3 政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由はなにか。  
 (複数回答。特にあてはまるものを3つまで選択。)

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



### 施策の基本的方向

政策や方針を決定する場において、男女の意見がそれぞれ反映されるよう、幅広い分野の女性の人材育成に努め、市の審議会等への女性委員の登用を推進します。

また、事業所等における女性の方針決定過程への参画拡大・管理職登用への働きかけについては、男女共同参画センターを中心としたセミナー等を通じて、積極的に広報啓発活動を行います。

さらに、様々な分野への女性の積極的な参画を図るため、学習機会の充実を図り、人材育成に努めるとともに、その意欲と能力を活かせるよう、人材に関する情報を収集し提供します。

#### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

具体的施策 / ・主な取組	担当課
市の審議会等への女性の登用推進 ・ 審議会等における女性委員の拡大推進	企画課男女共同参画推進室
市女性職員の職域拡大と管理職への登用の推進 ・ 市女性職員の管理職登用推進	人事課
事業所等における女性の方針決定過程への参画拡大・管理職登用への働きかけ ・ 事業所等に対する広報・啓発活動の推進	企画課男女共同参画推進室

#### (2) 女性の人材育成と情報提供

具体的施策 / ・主な取組	担当課
女性のエンパワーメントのための学習機会の充実 ・ 男女共同参画に関するリーダー養成講座等の開催 ・ 市女性職員に対するエンパワーメント研修の実施	企画課男女共同参画推進室 人事課
女性の人材に関する情報の収集・提供 ・ 情報収集および情報提供 ・ 生涯学習人材情報の提供	総務課 生涯学習課生涯学習センター

評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
女性委員のいない審議会等の割合	19.2%	10%
審議会等における女性委員の割合	32.3%	35%
市職員の女性管理職の割合	12.2%	15%
女性教職員の管理職の割合	24.9%	増加

## 主要プラン 4 地域における身近な男女共同参画の促進

### 現状と課題

男女が喜びと責任を共有し、だれもが住みよい社会を築くことは、男女共同参画社会の形成に不可欠であり、その第一歩として日常生活において男女が対等に家庭、地域生活を担いあうことは、最も身近な男女共同参画の実現と言えます。

本市では、市制施行120周年の節目に施行した「高松市自治基本条例」に掲げる「市民主体のまちづくり」を実現するため、協働の在り方や、地域コミュニティ協議会などの目指すべき方向性を示した「高松市自治と協働の基本指針」を策定し、積極的にまちづくりに取り組んでいます。

本指針においては、すべての人に居場所と出番があり、それぞれが助け合い、支えあうことがこれからのまちづくりの姿であると考えており、そのためには、一人ひとりの積極的な社会参加の促進が必要です。

本市の市民生活意識調査(平成22年)では、「地域活動の場では男性優遇になっている(どちらかといえば男性優遇を含む。)」と感じている人が34.9%になっており(図1-3)、地域社会の中でも固定的な性別役割分担意識に基づく社会通念や慣習、しきたり等が依然として残っていることがうかがえます。

また、現在している社会活動については、「特にない」が4.5%となるなど、何らかの地域活動には参加している人が多く、その中で、「自治会や町内会等の地域活動」への参加は、44.3%となっています。(図4-1)

一方、地域活動に参加していない理由については、「仕事が忙しく時間がない」が26.5%になっており(図4-2)、これまでの働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進も必要です。

地域活動を始め、家事、子育て、介護に積極的に参加していくために必要なことについては、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」、「男性が家事等に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が上位を占めています(図4-3)。

今後、活力ある豊かな地域社会をつくっていくためには、地域活動やボランティア活動等の市民活動のほか、近年、関心が高まっている環境や防災等の分野を含む地域活動においても女性の視点を取り入れるなど、多種多様なニーズに対応できるよう、男女がともに参画しやすい環境整備を進め、地域の活性化を図っていくことが重要です。

図4-1 地域活動への参加について、現在している社会活動  
 (複数回答。特にあてはまるものを3つまで選択。)

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

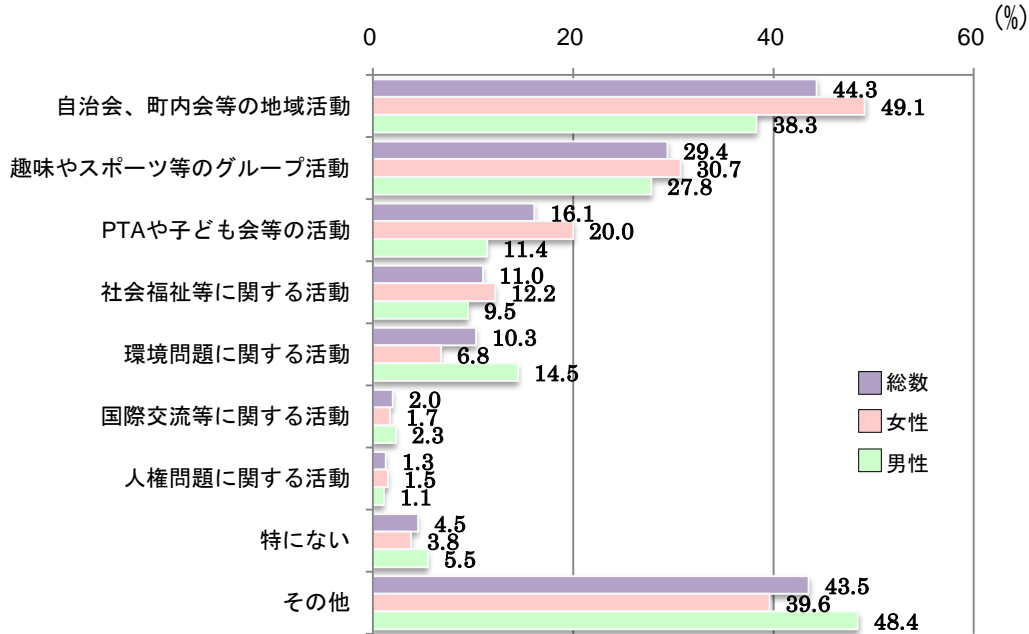


図4-2 地域活動に参加していない理由はなにか。(図4-1で「特にない」と回答した人のみ。)

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

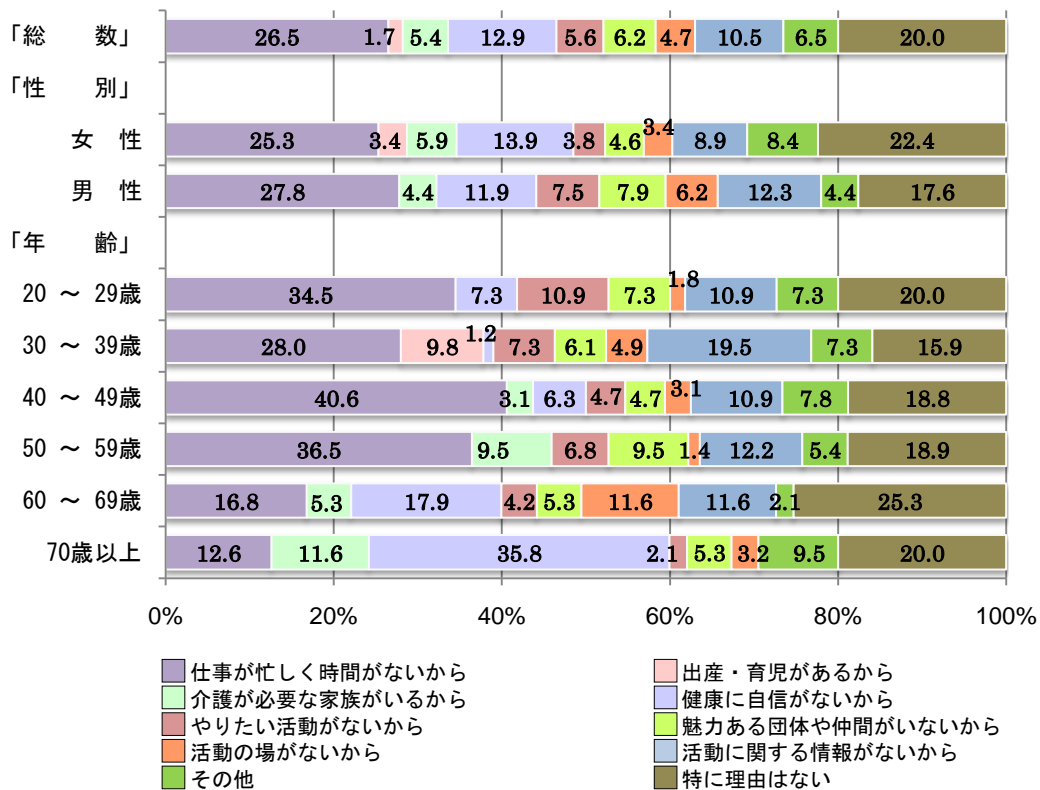
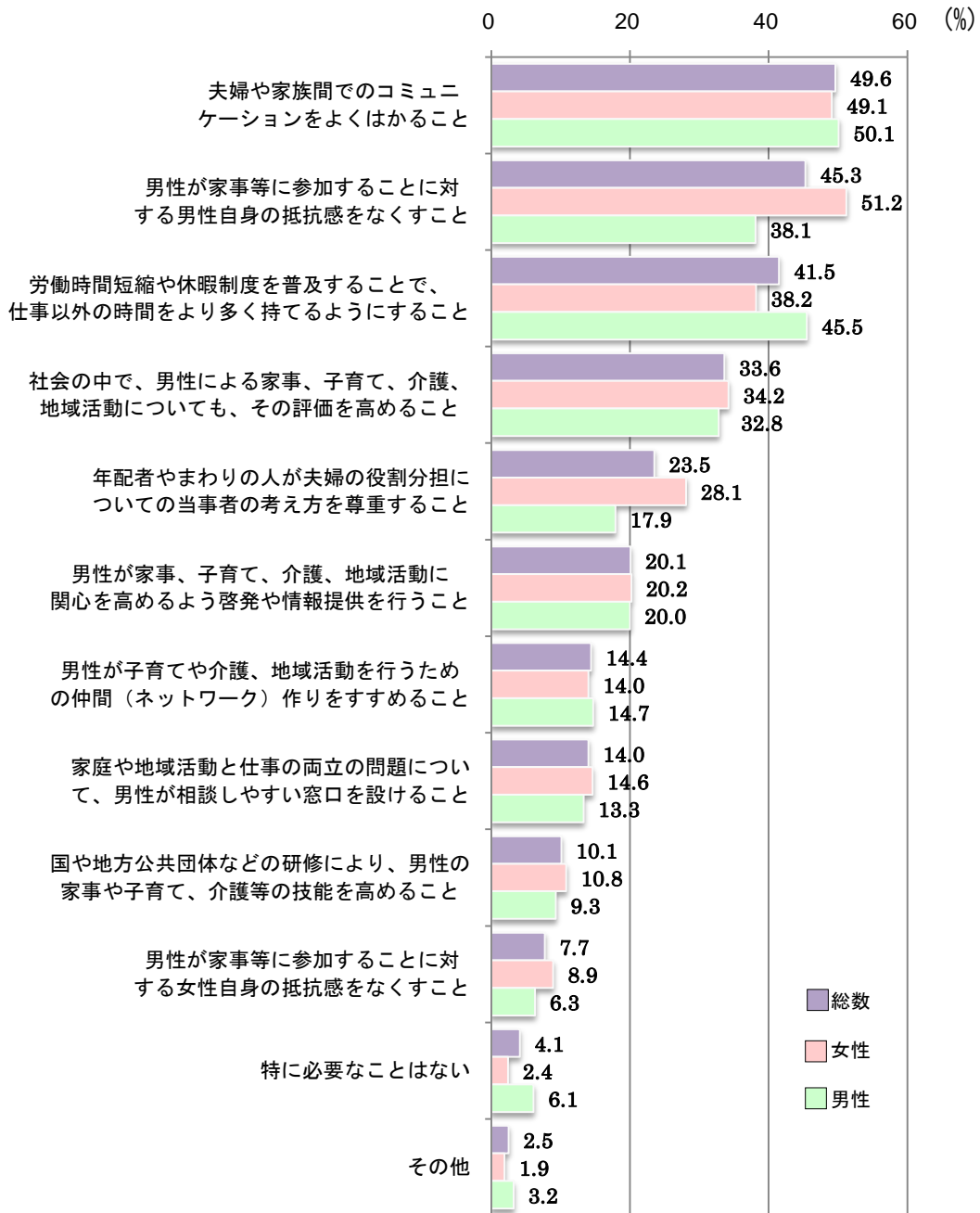




図4-3 男性が女性とともに地域活動を始め、家事、子育て、介護に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要か。

(複数回答。特にあてはまるものを3つまで選択。)

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



**施策の基本的方向**

男女がともに地域活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、広報・啓発活動を推進し、地域における男女共同参画の促進を図ります。

また、男女共同参画センターについては、男女共同参画推進のための市民活動の拠点施設として、関係機関等との連携を図りながら、市民ニーズに則した講座を開催するなど、センター機能の充実を図ります。

あらゆる分野のまちづくりにおいて男女共同参画の視点に立った取組が必要ですが、とりわけ、地域における防災や環境保全活動等の分野におけるまちづくりにおいて、男女がともに参加しやすい環境づくりを推進するとともに、市民活動の促進を図ります。

**(1) 地域における男女共同参画の促進**

具体的施策 / ・主な取組	担当課
地域活動の方針決定過程への女性の参画促進 ・ 広報・啓発活動の推進	企画課男女共同参画推進室
地域活動における男女共同参画の促進 ・ 地域コミュニティ活動における人材の養成 ・ コミュニティセンター等における男女共同参画促進のための講座の開催 ・ 市職員のボランティア休暇取得促進	地域政策課 生涯学習課生涯学習センター 人事課
男女共同参画センター機能の充実 ・ 男女共同参画センターにおける各種事業の実施 ・ 男女共同参画センター移転整備	企画課男女共同参画推進室

**(2) まちづくり等における男女共同参画の促進**

具体的施策 / ・主な取組	担当課
防災や環境などの分野における男女共同参画の促進 ・ 市民活動の促進 ・ 防災訓練の実施 ・ リサイクル推進員を通じた地域ぐるみの主体的な循環型社会づくりの推進 ・ 環境にやさしい人材の育成	地域政策課市民協働推進室 危機管理課 環境保全推進課

## 評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
「地域社会では男性優位になっている」と思う市民意識の割合	34.9%	25%
「家庭生活では男性優位になっている」と思う市民意識の割合	64.2%	50%
地域コミュニティ協議会における正副会長のうち女性の割合	18.9%	増加

## 主要プラン 5 国際的視点に立った男女共同参画の推進

### 現状と課題

男女平等・人権尊重は、世界共通の課題であり、国際化・情報化が進展する中において、社会のあらゆる分野において、だれもが人間らしく生きることができ、平和な社会となるためには、一人ひとりが国際社会の一員として、国際理解を深める中で、民族や国籍等の違いを認め合い、人間として同じであるという国際的な人権意識の向上を図ることが必要です。

本市には多くの外国人が生活しており、人数は少しずつ増加しています。（図5-1）

また、本市において、最も多い外国人の国籍は、中国であり、次いで韓国・北朝鮮、フィリピン、米国の順となっています。（図5-2）

だれもが安心して暮らせる地域社会づくりを考えると、一人ひとりが性別、国籍、民族を問わず多様な文化を認め合うことが必要です。

そのため、それぞれの価値観や生活習慣について、お互いの文化的背景を理解するとともに、お互いの人権を尊重し、男女共同参画の視点に立った、だれもが住みやすい多文化共生のまちづくりの推進を図る必要があります。

図5-1 外国人登録者数（高松市）

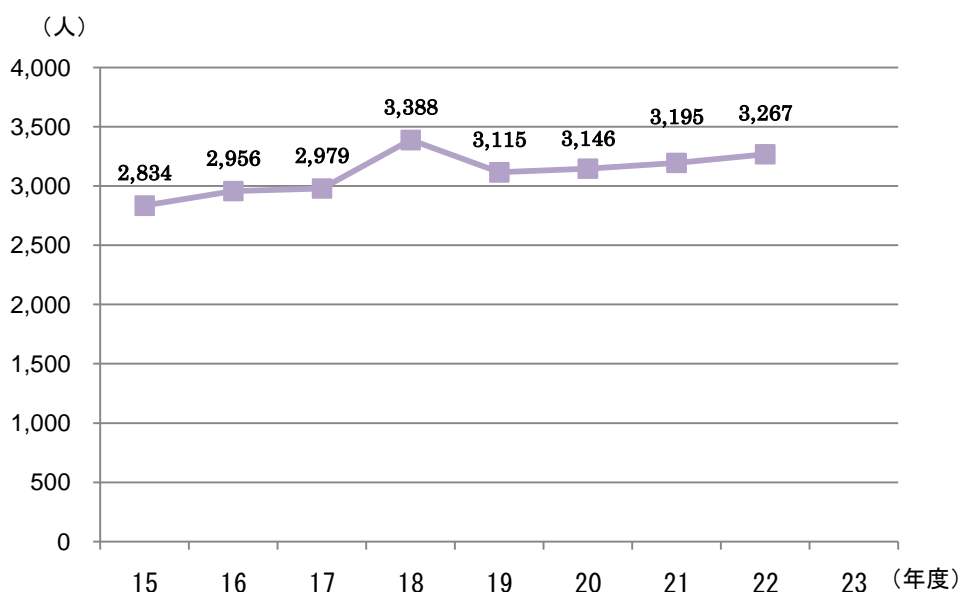
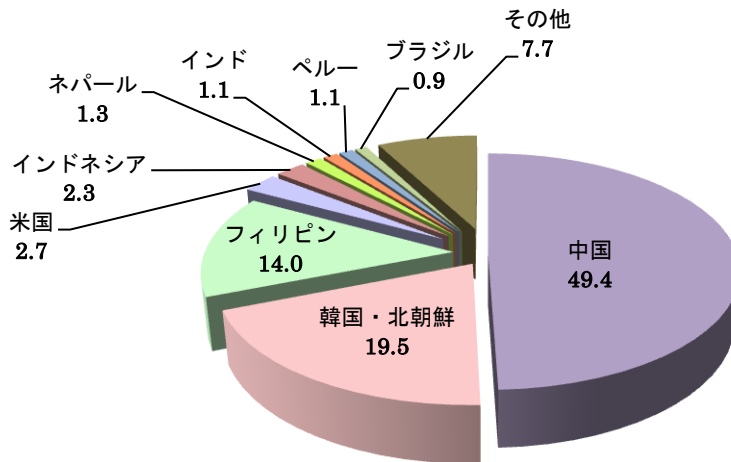


図5-2 国籍別外国人登録者の構成（高松市） 単位（％）



### 施策の基本的方向

国際化が一層進展する中、男女共同参画の視点からも、性別、国籍、民族を問わず多様な文化を認め合い、相互に理解しあうことができるように、国際交流や経験や能力を活かせる場の提供を図り、国際交流・協力における男女共同参画の推進に努めます。

#### （1）国際交流・協力における男女共同参画の推進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
多文化共生社会の実現 ・情報収集および情報提供	国際文化振興課都市交流室
国際交流・協力、平和活動における男女共同参画の推進 ・姉妹・友好都市交流の実施 ・民間国際交流活動への支援 ・平和啓発の推進	国際文化振興課都市交流室 市民文化センター

### 評価指標および目標

評価指標	現況値（22年度）	目標値（27年度）
国際理解・交流に関する講座等の参加者数	554人	860人
国際交流ボランティア登録者数	166人	230人



**基本目標 Ⅲ 男女が共にいきいきと働き続け、安心して生活できる環境づくり**

働くことは、男女ともに生活していくために不可欠であり、自らの個性と能力を十分発揮し、経済的な自立と自己実現を図るための働く機会が、男女に関係なく人として平等に保障されるとともに、働く意思を持つ人が働き続けることができる環境が整備されなければなりません。

また、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進める上で不可欠であり、企業の活性化につながるものです。

仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護等も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものです。

特に、家庭や地域などの生活の場への男性の参加は、女性の負担をともに担うだけではなく、男性自身の喜びや生きがいなどの新たな価値観の発見の機会となり、自立した個人として真に豊かな生活の実現につながるものです。

我が国では平成7（1995）年に、また本市においても平成17（2005）年には、5人に1人が65歳以上の高齢者となっていることも踏まえ、高齢者等が可能な限り、住みなれた家庭や地域において安心して暮らし、充実した人生を送ることのできる環境づくりを進めることは、超高齢社会に対応して、男女の共同参画を進めるための重要な課題となっています。

このようなことから、仕事と生活の調和の実現や、多様な働き方を可能とする就業環境の確保を図るとともに、男女が対等なパートナーとして働くことのできる職場づくりに努めるなど、男女が共にいきいきと働き続ける環境づくりを進めます。

また、男女が共に子育て、介護を担うことのできる家庭づくりの促進や、高齢者等の生活の安定と自立の支援を図るなど、だれもが人間らしく自立し、豊かで安心して生活できる環境づくりを進めます。

## 主要プラン 6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

### 現状と課題

男女共同参画社会の形成に向けて、男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、家庭、地域、職場においてバランスのとれた生活ができるよう、環境を整える必要があります。また、核家族化や少子・超高齢化が進展し、労働人口の減少が懸念されている中、社会においては、個々の能力や個性が発揮できる働き方が求められています。

今後、活力に満ち、だれもが幸せと豊かさを実感できる社会を築くためには、人生の様々な段階に応じて、仕事も大切にしながら家庭や地域活動、自分の時間も大切にできるなど、多様な生き方の選択が可能になる環境を整えていくこと、すなわち仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた社会の実現が望まれています。

本市の市民生活意識調査（平成22年）では、仕事や家庭、地域・社会活動、趣味・娯楽など、「自分が希望する時間の使い方ができている」と回答（どちらかといえばそう思うを含む）した人が全体の4割強を占めています。（図6-1）

一方、「できていない」と回答（どちらかといえばそう思わないを含む）した人も、全体の3割を占めており、このうち、「仕事に時間をとり過ぎている」と回答した人が69%（図6-2）、「趣味・娯楽に時間をとれていない」と回答した人が49.2%います。（図6-3）

また、本調査では、男女が平等に仕事を続けていくために必要なこととして、「職場における出産休暇、育児休業、介護休業などがとりやすい環境づくり」が63.5%と最も高く、次いで「保育制度の充実（産休明けからの乳児保育、延長保育、病児保育など）」が38.9%となっています。（図6-4）

こうした現状から、家庭での家事等の分担とともに、就業形態の多様化などに伴う社会的な育児・介護サービスの充実が必要となっており、特に、子育て支援策として、保育ニーズに対応した保育サービスの充実や放課後に保護者のいない児童への対応が必要となっています。

また、育児休業は、制度上、男女ともとれる仕組みとなっていますが、男性の取得率は低い状況です。男性にとっても育児のための休みがとれるメリットや、生活と仕事のバランスのとれたライフスタイルは良い仕事を創り出すということ、また、共働き世帯が増加する中で、父親の子育て参加も大切であるということ、を、広く啓発していく必要があります。



図 6-1 自分が希望する時間の使い方ができていると思うか

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

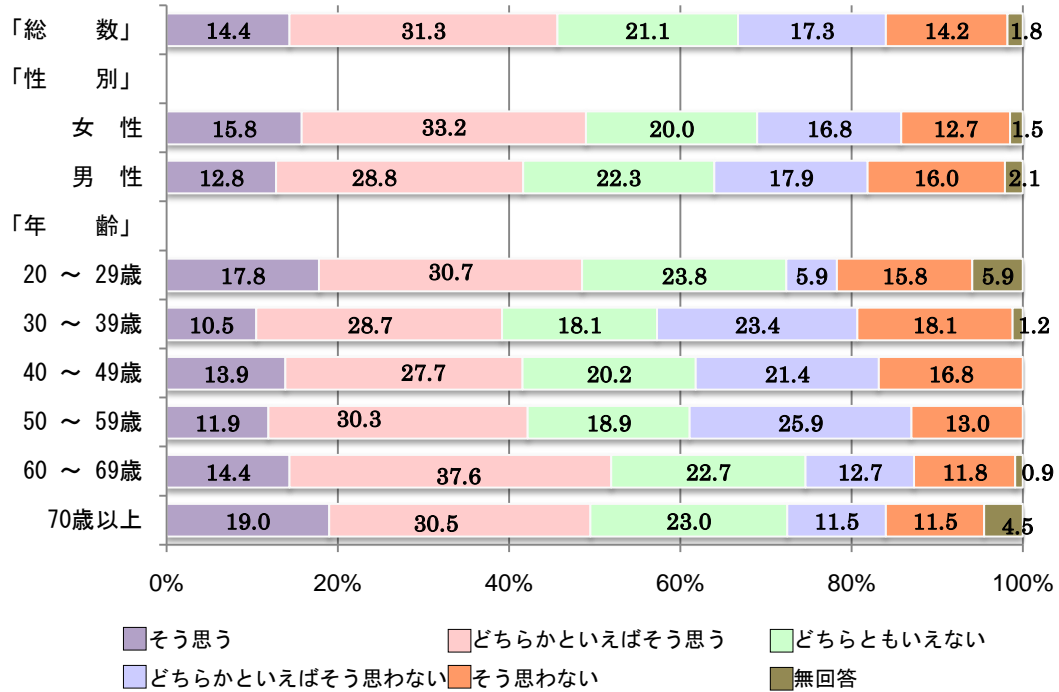


図 6-2 時間を取りすぎていると思う活動

(図 6-1 で「どちらかといえばそう思わない」または「そう思わない」と回答した人のみ。複数回答。特にあてはまるものを2つまで選択。)

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

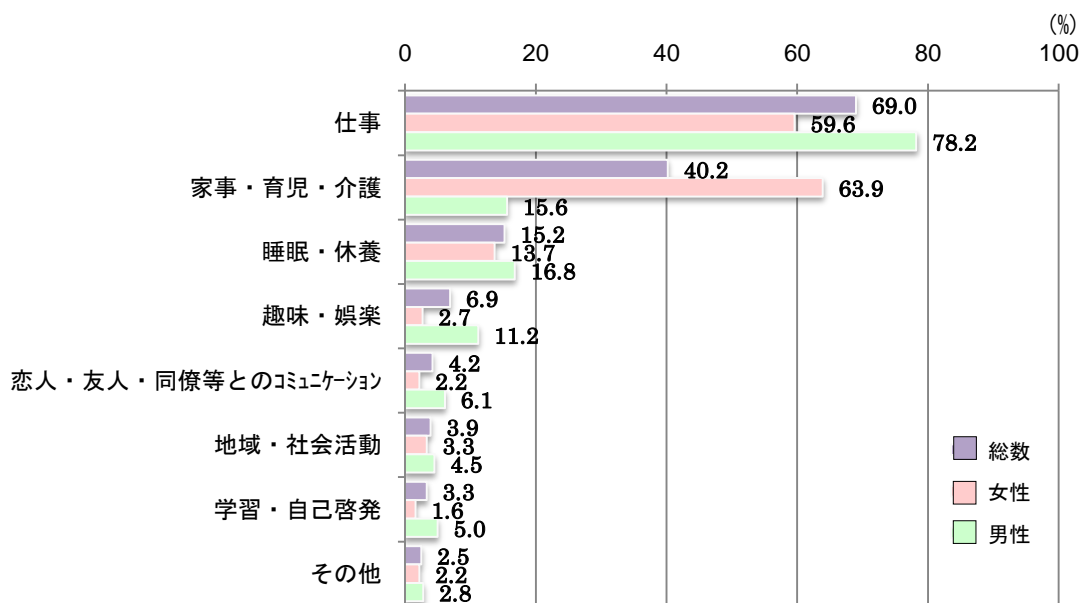


図 6-3 時間が取れていないと思う活動

(図 6-1 で「どちらかといえばそう思わない」または「そう思わない」と回答した人のみ。  
複数回答。特にあてはまるものを2つまで選択。)

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成 22 年)」)

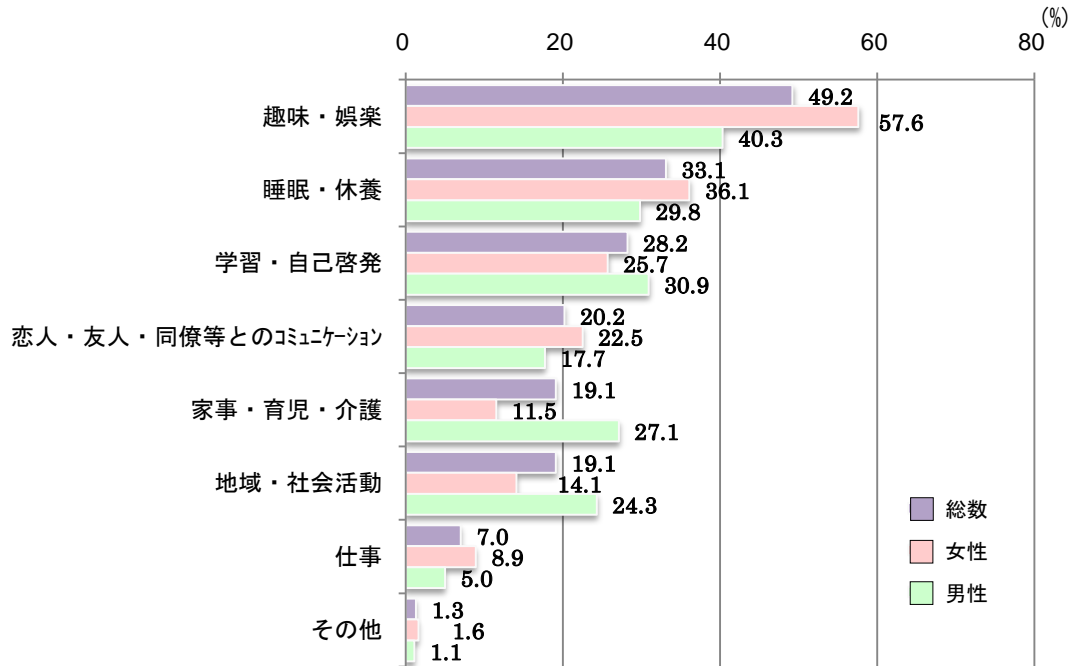
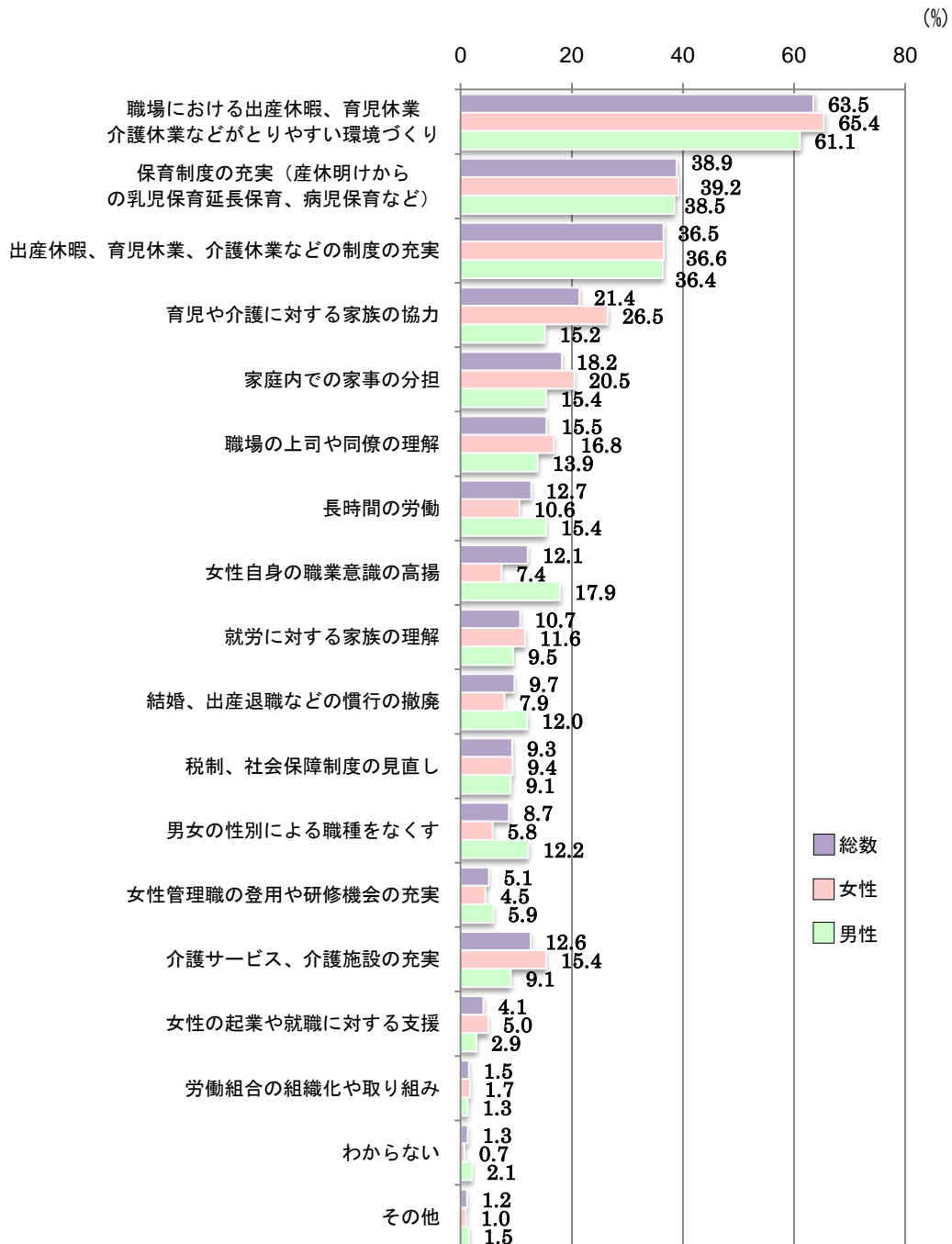


図 6-4 男女が平等に仕事を続けていくために必要なこと  
 (複数回答。特に必要と思われるものを3つまで選択。)  
 (「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



施策の基本的方向

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図るため、意識啓発を推進するとともに、働き方の見直しを進め、育児・介護休業が取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備や、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を推進します。

また、仕事と子育ての両立支援のため、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実に努めるとともに、家庭内で男女がともに家事等を担い、家族の自立と連帯に向けた実践への支援を行います。

(1) 仕事と生活の調和の実現

具体的施策 / ・主な取組	担当課
仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進 ・ 広報・啓発活動の推進	企画課男女共同参画推進室 商工労政課

(2) 仕事と生活の調和を推進するための環境づくり

具体的施策 / ・主な取組	担当課
多様なニーズに対応した保育サービスの充実 ・ 保育所入所待機児童の解消 ・ 特別保育（乳児保育、延長保育、病児・病後児保育事業等）の実施	こども園運営課 子育て支援課
子育てしやすい環境の整備促進 ・ ファミリー・サポート・センター事業の実施 ・ 放課後児童健全育成事業等の実施 ・ 子育て支援中小企業表彰の実施	子育て支援課 障がい福祉課 商工労政課
市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進 ・ 第2次高松市特定事業主行動計画の推進 ・ 新病院整備に伴う院内保育所の整備、医療スタッフ復職研修の実施	人事課 新病院整備課

(3) 家庭生活への男女共同参画の促進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
男女がともに担う家事・育児・介護等の促進 ・広報・啓発活動の推進 ・市職員における育児・介護休業の取得促進	企画課男女共同参画推進室 人事課
子育てに関する相談や学習機会等の充実 ・学習機会の提供 ・家庭教育推進事業の実施 ・はじめてのパパママ教室、母子保健セミナー等の実施 ・乳幼児相談、育児支援事業の実施	こども園運営課 生涯学習課 保健センター

評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度	60.3%	75%
全認可保育所の入所児童数	8,866人	8,900人
乳児保育	63か所	67か所
延長保育	57か所	60か所
休日保育	3か所	3か所
夜間保育	1か所	1か所
一時保育	29か所	29か所
病後児保育	5か所	6か所
放課後児童クラブ	2,980人	3,100人
学童保育	157人	170人

家事をしない（ほとんどしない、まったくしない） 男性の割合	①掃除 33.1% ②洗濯 58.6% ③食事の支度 58.4% ④食事の片付け 45.4%	①掃除 20% ②選択 40% ③食事の支度 40% ④食事の片付け 40%
託児付きのイベント・セミナーの開催数	55講座	66講座
保育体験事業	29か所	29か所
育児セミナー等の男性参加者の割合	50.0%	50%

主要プラン 7 子育て・介護支援の充実

現状と課題

これまでの制度や慣行にとらわれることなく、個人の人権が尊重され、豊かな家庭生活を築くためには、育児や介護を担う人にも様々な配慮や支援が必要です。

育児・介護の主な担い手は女性であることが多く、この負担を解消するためには、保育サービスの充実や高齢者、障がい者、病気の人に対する介護サービスの充実とともに、家事・育児への男性の参画、介護現場等への男性の参画意識を高める必要があります。

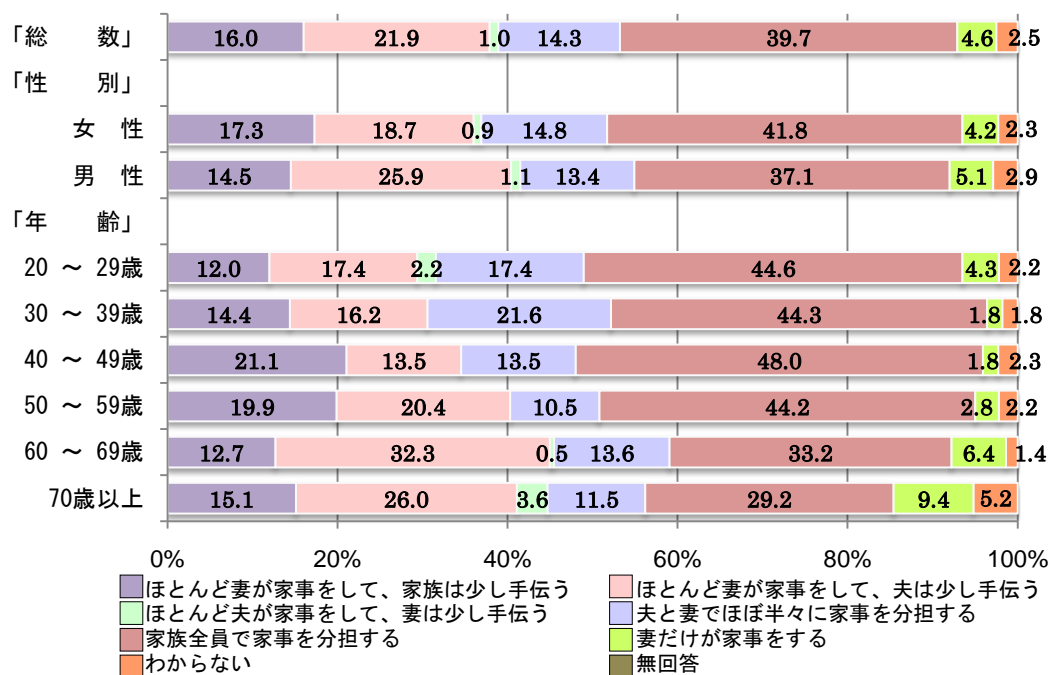
本市の市民生活意識調査（平成22年）においても、家事（育児・介護を含む）についてどのように分担すべきかについて、家族全員で分担すると回答した人が39.7%となっています。（図7-1）

このため、心身ともに健やかな一生を送るには、仕事だけの人生、家庭だけの人生など、一つのことだけを充実するのではなく、多様な生き方を支える力が必要です。

働き方の多様化や核家族化など、家庭や子ども、高齢者を取り巻く環境が大きく変化している中で、育児や子どもの発達および介護の不安や悩みを持つ人が増加しており、地域社会で子育てや介護を支援することが必要となってきています。

また、自分自身の家族の問題だけでなく、職場でも子育てや介護を抱えた人を支え、仕事と家庭の両立を図るための支援をする体制が求められています。

図 7-1 家事（育児・介護を含む）についてどのように分担すべきと思うか  
（「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査（平成22年）」）



**施策の基本的方向**

男女の別や就労の有無に関わらず、安心して子育てができる社会の実現に向け、社会全体で子育てを支えるという考え方に立ち、子育て支援拠点やネットワークの充実等を進めるとともに、ひとり親家庭等の生活の安定と自立への支援を行います。

また、高齢者の健康保持、日常生活の支援の充実に努めるほか、介護者と被介護者双方のニーズに応じた、安心して介護が受けられる介護支援事業の充実に努めます。

**(1) 子育て家庭に向けた子育て支援策の充実**

具体的施策 / ・主な取組	担当課
地域における子育て支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業、地域子育て推進事業の実施</li> <li>・子育て支援総合情報の発信</li> <li>・児童館事業の実施</li> </ul>	こども園運営課 子育て支援課
ひとり親家庭等に対する生活の安定と自立への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭子育て支援・自立支援事業の実施</li> <li>・自立支援プログラム策定事業の推進</li> <li>・母子家庭児就業・自立支援センター事業の実施 など</li> </ul>	こども家庭課

**(2) 多様なライフスタイルに対応した介護支援策の充実**

具体的施策 / ・主な取組	担当課
介護支援事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター、老人介護支援センター事業の実施</li> <li>・各種介護保険事業の推進</li> </ul>	地域包括支援センター 介護保険課



## 評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
地域子育て推進事業	41か所	50か所
地域子育て支援センター事業	19か所	20か所
訪問介護回数	年間延べ 644,781回	年間延べ 775,500回

## 主要プラン 8 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

### 現状と課題

働くことは人間としての基本的権利であり、生活の経済的基盤です。性別に関わりなく、経済的自立のもと、生きがいをもって働くことができる就労機会を確保するとともに、その能力を十分発揮できるよう、職場の理解を得ながら、多様な働き方に応じた就労支援や、労働環境を整備することが重要になっています。

本市の市民生活意識調査（平成22年）において、職場における男女の地位の平等感については、「男性の方が優遇されている（どちらかといえば男性優遇含む。）」が68.7%、と高くなっており、不平等と感じている人が多くなっています。（図8-1）

また、本調査において、職場の中で、女性について「責任ある仕事を任せない傾向がある」39.9%、「教育訓練の機会が少ない」45.2%、「能力を生かせる機会や配置転換が少ない」52.6%となるなど（図8-2）、依然として固定的性別役割分担意識が残っており、働く場における男女の不平等感の解消が課題となっています。

このため、男女にとって均等な就業機会と、性別にとらわれない個人の能力に基づく雇用管理の実現を図るとともに、結婚・出産した女性が働き続けられる環境づくりが大切です。

また、本調査において、女性が職業を持つことについて、「子どもができれば職業をやめ大きくなったら再び職業を持つほうがよい」が43.4%、「子どもができてずっと職業を続けるほうがよい」が29.4%となっています。（図8-3）

調査結果からは、女性が職業を継続して持つことが望まれていることがうかがえるため、結婚・出産等により仕事から退職した女性に対し、能力開発を図るための職業訓練等の学習の機会の提供など、再就職支援を進める必要があります。

図8-1 職場において男女の地位は平等になっていると思うか

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

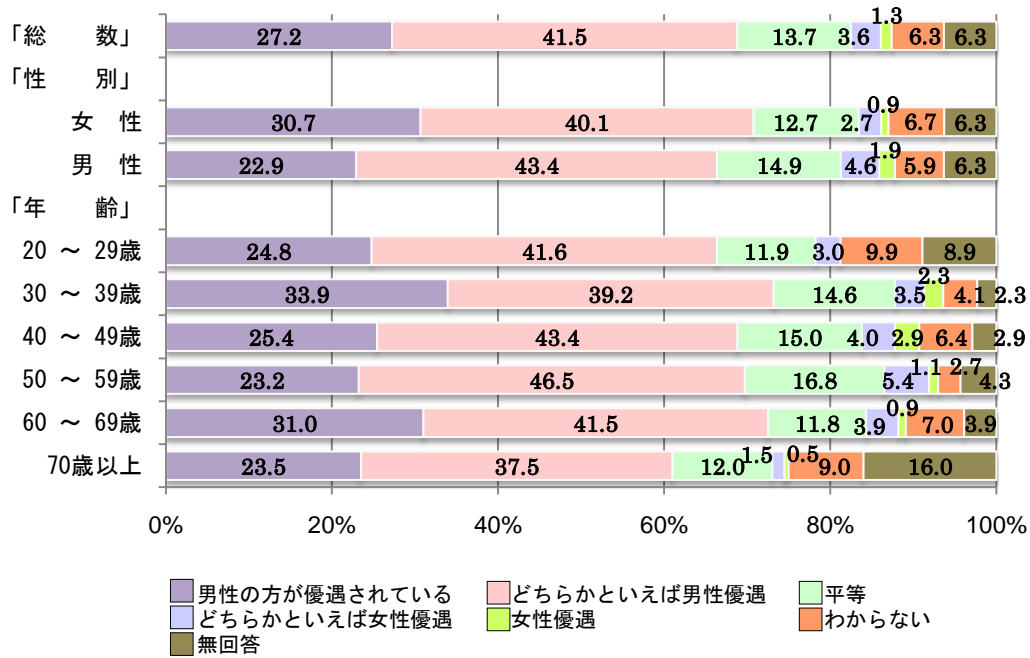


図8-2 職場の中で、女性について次のように感じることもあるか

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

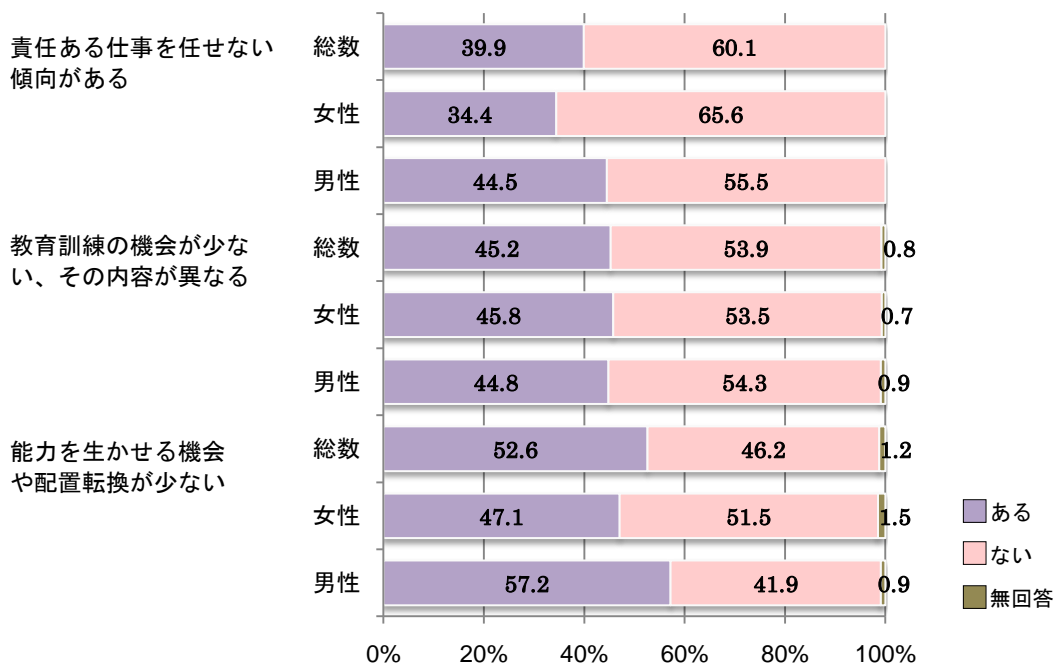
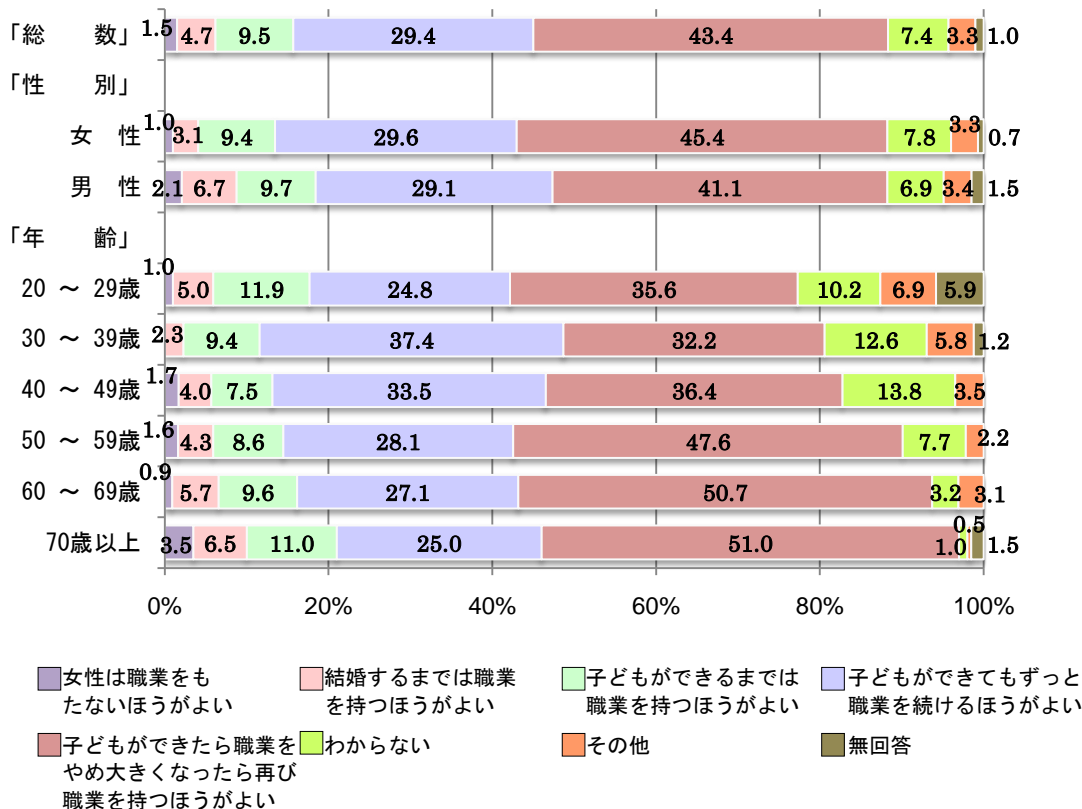


図8-3 女性が職業を持つことについて、どう思うか。

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



### 施策の基本的方向

働く場において、男女がともに対等なパートナーとして能力を発揮できるように、労働関係法令の周知・啓発に努め、制度の定着を図ります。

また、一人ひとりのやる気を引き出し、やりがいを実感できる職場づくりに向けて、男女共同参画を推進する意識啓発や情報収集・提供を行い、職場における男女共同参画の促進を図ります。

さらに、結婚や出産によって一時的に職場を離れた女性の再就職は、容易ではないことから、情報提供を行うとともに、女性の再就職を希望する人のための職業能力の再開発の支援や学習機会の充実を図ります。

#### (1) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
法令等の周知・啓発 ・広報・啓発活動の推進	商工労政課
職場における男女共同参画の促進 ・広報・啓発活動の推進	企画課男女共同参画推進室
働く男女の健康管理対策の促進 ・広報・啓発活動の推進 ・母性健康管理指導事項連絡カードなどの制度の普及 ・市職員に対するメンタルヘルス等健康管理事業の実施	商工労政課 人事課 保健センター

#### (2) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

具体的施策 / ・主な取組	担当課
女性の職業能力の訓練・開発の促進 ・学習機会の提供 ・セカンドキャリア支援のための講座開催	企画課男女共同参画推進室 生涯学習課生涯学習センター
女性の起業やパートタイム労働など多様な働き方への支援 ・「ワーキングたかまつ」による情報提供	商工労政課
就労に関する支援および情報の提供 ・「ワーキングたかまつ」による情報提供（再掲）	商工労政課

評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
「職場では男性優位になっている」と思う市民意識の割合	68.7%	50%
職場の中で女性について「能力を生かせる機会や配置転換が少ない」と感じる市民意識の割合	52.6%	40%
市職員の男女の職域	—	拡大
30歳以上の中途採用，出産・介護等による退職者の再雇用を取り入れている事業所の割合	①中途採用 40.3% ②再雇用 14.3%	①中途採用 50% ②再雇用 25%

## 主要プラン 9 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づくり

### 現状と課題

少子・超高齢化の進展など、社会情勢が大きく変化しており、だれもが自分らしく、より快適な暮らしを送ることのできる社会の構築が求められています。

本市の総人口に占める65歳以上人口の割合は、平成23年4月1日現在では約22.1%となり、高齢化が確実に進んでいます。また、寝たきりやひとり暮らし高齢者などの数も高齢人口とともに増加傾向にあるため、高齢者やその家族を支援するための福祉サービスの充実が望まれます。（図9-1）

特に、65歳以上の高齢者人口に占める女性の割合が約58.2%（23年4月1日現在）と高いことや、高齢者の介護を担うのは女性が非常に多い現状から、女性にとって、高齢化は切実な問題となっています。

また、ライフスタイルや家族形態が多様化する中で、高齢者のみの家庭を始め、障がいのある人のいる家庭なども増えており、いずれの家庭も介護など様々な問題を、その家庭のなかだけで解決することは困難な状況になっています。

このため、高齢者や障がい者等の社会参加の機会の拡大を促進しながら、日常生活上の安定と自立を支援していくことが必要です。

図9-1 高齢者人口の推移（高松市）（単位：人、%）

区分 \ 年度	2	7	12	17	22
総人口	406,853	412,626	416,680	418,125	427,613
老年人口（65歳以上）	51,431	62,746	74,009	84,314	94,122
比率（%）	12.6	15.2	17.8	20.2	22.0
年少人口（0～14歳）	76,562	67,456	62,861	60,505	61,498
比率（%）	18.8	16.3	15.1	14.5	14.4

（注1）平成17年度までの数値は、国勢調査より。（塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町の数値を含む。）22年度は高松市統計書（10月1日現在）より。

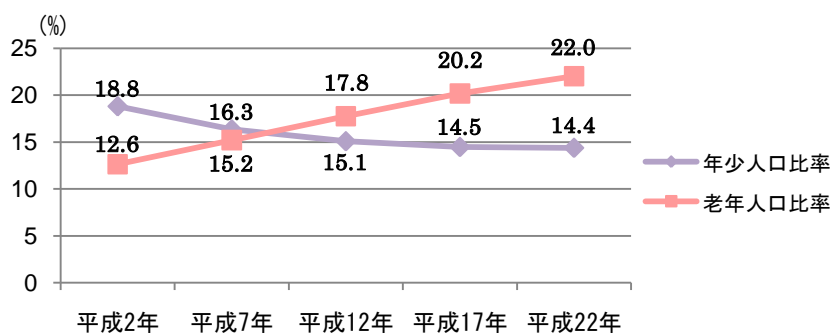


図 9-2 ひとり暮らし・寝たきり高齢者の推移（高松市） （単位：人）

年度 区分	17	18	19	20	21
ひとり暮らし高齢者	6,271	7,792	8,177	-	8,565
寝たきり高齢者	766	909	812	-	764

（注1） 高松市民生委員児童委員連盟調査（各年度7月現在）

（注2） 20年度については、調査実績なし。

### 施策の基本的方向

障がいの有無や年齢、家庭環境にかかわらず、いきいきと安心して社会とのかかわりを持ちながら暮らすことができるよう、環境整備や生活自立支援などに取り組みます。

また、高齢者や障がい者等が、意欲と能力に応じて社会参画促進が図れるよう支援を行います。

#### （1）高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づくり

具体的施策 / ・主な取組	担当課
バリアフリー、ユニバーサルデザイン等の推進 ・住宅改修費給付・助成事業の実施	介護保険課 長寿福祉課 障がい福祉課
高齢者・障がい者等の生活自立支援 ・高齢者生きがいデイサービス、精神障害者デイケア事業の実施 ・相談体制、情報提供の充実 ・介護予防教室の開催 ・高齢者支援推進事業の実施 など	長寿福祉課 障がい福祉課 保健センター 地域包括支援センター

#### （2）高齢者・障がい者等の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援

具体的施策 / ・主な取組	担当課
高齢者・障がい者等の就業・学習機会の充実 ・高齢者・団塊の世代対象の講座開催 ・老人クラブの活動支援 ・就労移行支援事業、就労継続支援事業の実施 など	企画課男女共同参画推進室 長寿福祉課 生涯学習課生涯学習センター



## 評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
シルバー人材センター会員数	2,103人	3,100人
介護予防教室の参加者数のうち男性の参加割合	18.1%	25%



## 基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重される社会づくり

男女共同参画社会基本法では、男女の人権の尊重を男女共同参画社会形成の基本理念の一つとしています。一人ひとりの存在をかけがえのないものとして認めあい、個人としての人格が尊重されることは、個性と能力を発揮して、こころ豊かに生きる社会をつくるための基本となります。

しかし、今日、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、配偶者等からの暴力が社会問題化され、必ずしもすべての人の人権が尊重されているとは言えない状況となっています。

暴力は、人権を直接に侵害するものであり、特に女性に対する暴力が社会問題となっていることから、女性に対する暴力を許さない社会意識の醸成と、暴力の根絶に向けた社会環境づくりが求められています。

健康は、すべての人の基本的な権利であると同時に最大の願いでもあり、特に、女性には、妊娠、出産にかかわるライフサイクルを通じて、男性とは異なる健康上の課題があることから、男女がそれぞれの身体的特性を十分理解しあい、健康づくりを進めることが必要です。

このようなことから、すべての人が人間らしく生きることができるよう、男女の人権が尊重される社会づくりを推進します。

主要プラン 10 人権尊重の意識づくり

現状と課題

男女の人権が尊重され、性別による差別を受けないことが、男女共同参画社会形成の大前提ですが、現実には依然として性差別意識が残っています。

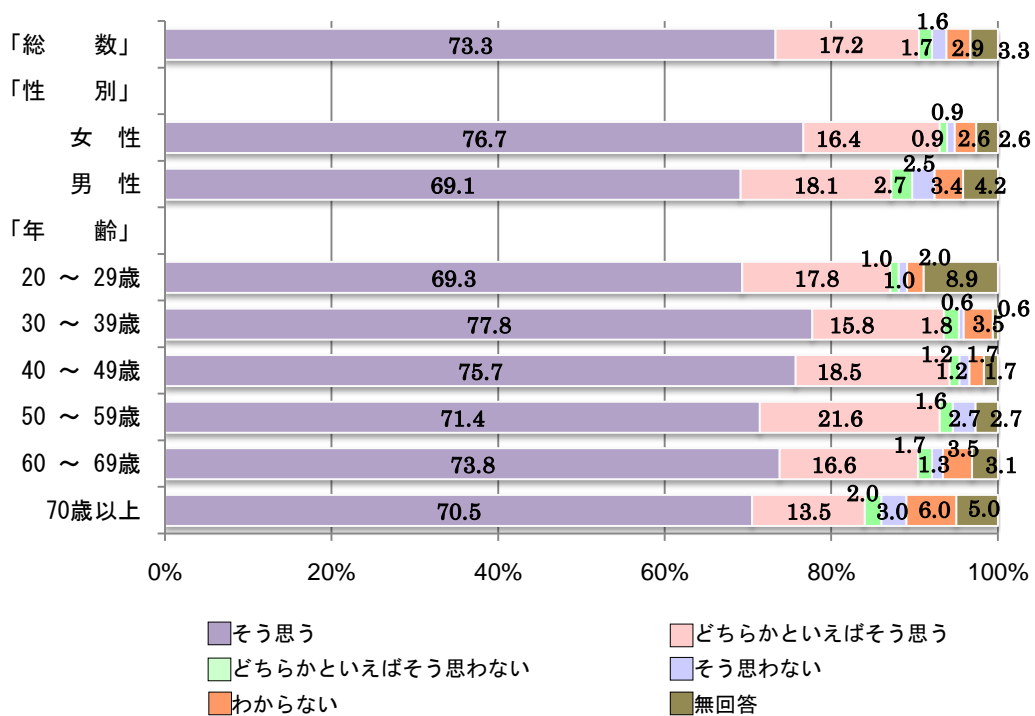
個人の尊厳が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる社会を構築するためには、男女の人権を尊重する意識づくりを進めることが重要です。

また、近年の高度情報化の進展により、映像や活字媒体などのメディアやインターネットなどによってもたらされる情報が社会に与える影響は大きく、メディア情報を受け入れる側も、主体的に正しいものを読み取る能力（メディア・リテラシー）を持つことが必要です。

本市の市民生活意識調査（平成 22 年）では、「男女がお互いの人権を尊重する適切な教育が行われるほうがよいと思う」が73.3%、「どちらかといえばそう思う」が17.2%と全体の9割を占めており、学校における人権教育への関心の高さが伺えます。（図 10-1）

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、お互いの性と人格を尊重し合い、共に人間らしく生きることができると目指して、人権尊重の意識づくりを進めていく必要があります。

図 10-1 お互いの人権を尊重する適切な教育が行われるほうがよいと思うか  
（「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査（平成 22 年）」）



### 施策の基本的方向

人権に関する理解を深めるため、お互いに理解し合い、尊重し合う教育を推進するとともに、人権意識が醸成されるよう、人権に関する啓発活動を推進します。

また、メディアにおける人権に配慮した表現を推進するとともに、メディアから提供される情報を主体的かつ客観的に解釈し、使いこなす能力（メディア・リテラシー）に関する学習機会の提供と啓発に努めます。

#### (1) 男女の人権尊重の啓発活動の推進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
人権意識を醸成する啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発活動の推進</li> <li>・人権週間、男女共同参画週間等における啓発活動の実施</li> </ul>	企画課男女共同参画推進室 人権啓発課 人権教育課
人権に関する教育・学習・相談機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権・同和問題指導者研修講座の開催</li> <li>・人権教育市民講座、人権教育研修の開催</li> <li>・人権教育事業、セミナー等による啓発事業の実施</li> <li>・人権相談の実施</li> </ul>	企画課男女共同参画推進室 人権啓発課 学校教育課 人権教育課
子どもや高齢者等の虐待防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策事業の推進</li> <li>・高齢者虐待防止に関する広報・啓発活動、相談事業等の実施</li> </ul>	子育て支援課こども女性相談室 地域包括支援センター

#### (2) メディアにおける人権を尊重した表現の促進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
メディアにおける人権尊重への配慮およびメディア・リテラシーの向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・啓発活動の推進</li> </ul>	企画課男女共同参画推進室
広報・出版物での性にとらわれない表現の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の広報・出版物での性別に基づく固定観念にとらわれない表現の推進</li> </ul>	広聴広報課

評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
人権啓発のためのセミナー等の参加者数	1,308人	1,500人
男女共同参画週間における啓発事業の参加者数	154人	200人

## 主要プラン 11 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 現状と課題

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等で互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

固定的な性別役割分担意識が依然として残っている社会では、女性に対する暴力を生み出しやすい構造となっている一方で、被害を受けた人がその被害を公的機関に相談したり、届けたりすることについて抵抗感を持つことが多いため、潜在化する傾向にあります。

本市の市民生活意識調査（平成22年）では、配偶者から「身体に対する暴力を受けた」という回答が16.8%、また「精神的な嫌がらせを受けた、あるいは家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた」という回答が13.2%となっている（図11-1）一方、被害者の相談状況では、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人が、総数では半数を超えています。（図11-2）

平成13（2001）年制定の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆるDV防止法により、夫婦間の暴力についても、暴力は犯罪であるとの認識を明らかにし、平成19（2007）年の改正により、身体的暴力に加え、心身に有害な影響を及ぼす言動も暴力であると規定し、市町村にも配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。

これを受けて本市では、本計画をこのDV防止法に基づく基本計画と位置付けるとともに、今後は県が設置する配偶者暴力相談支援センターなど、関係機関と連携を図りながら、女性に対する暴力の防止や被害相談窓口の充実など、人権尊重の視点に立った幅広い取り組みを進める必要があります。

このため、暴力に対する社会的認識を強め、それを許さない社会意識の改革を積極的に推進する必要があります。また、被害者等が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、被害者等の心身の回復等、効果的な支援を推進していく必要があります。

また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、解雇・昇進差別など直接的な不利益や就業意欲の低下、能力発揮の妨げになることから、人権問題であるという認識を深め、防止対策に取り組むよう、事業所などに働きかける必要があります。

図 11-1 配偶者からの暴力の経験

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査 (平成 22 年)」)

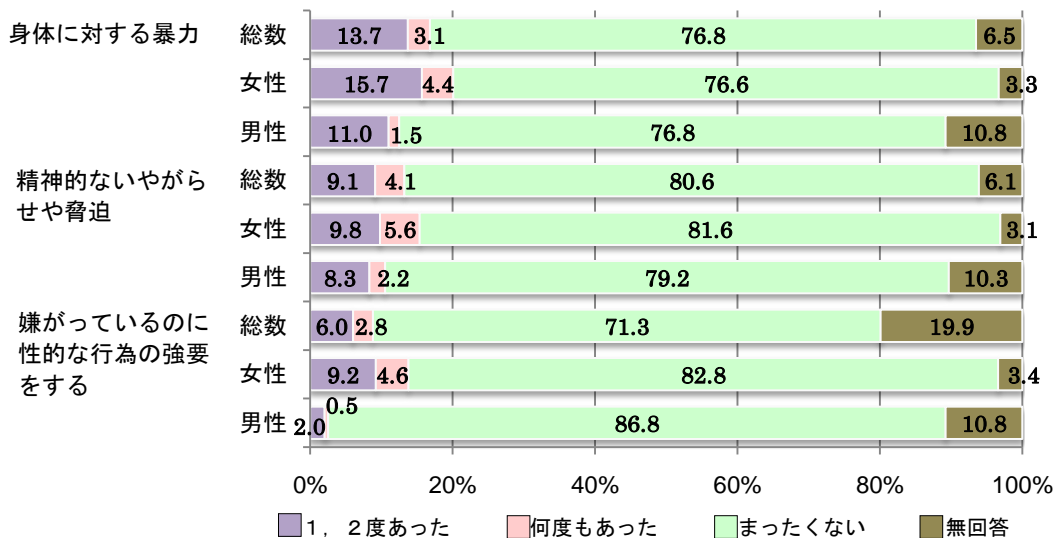


図 11-2 被害者の相談状況

(図 11-1 のうち1つでも「1、2度あった」または「何度もあった」と回答した人のみ。複数回答。特にあてはまるものを3つまで選択。)

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査 (平成 22 年)」)

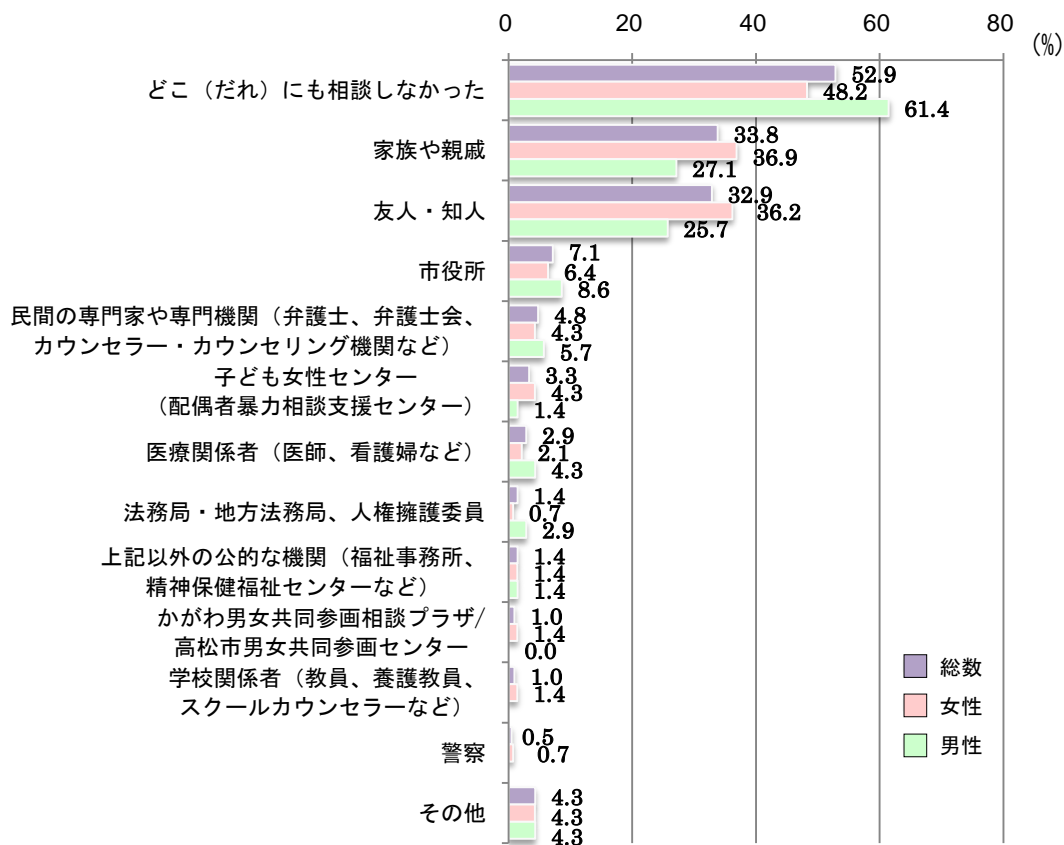




図 11-3 男女間における暴力を防止するためにはどのようなことが必要か  
 (複数回答。特にあてはまるものを3つまで選択。)

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

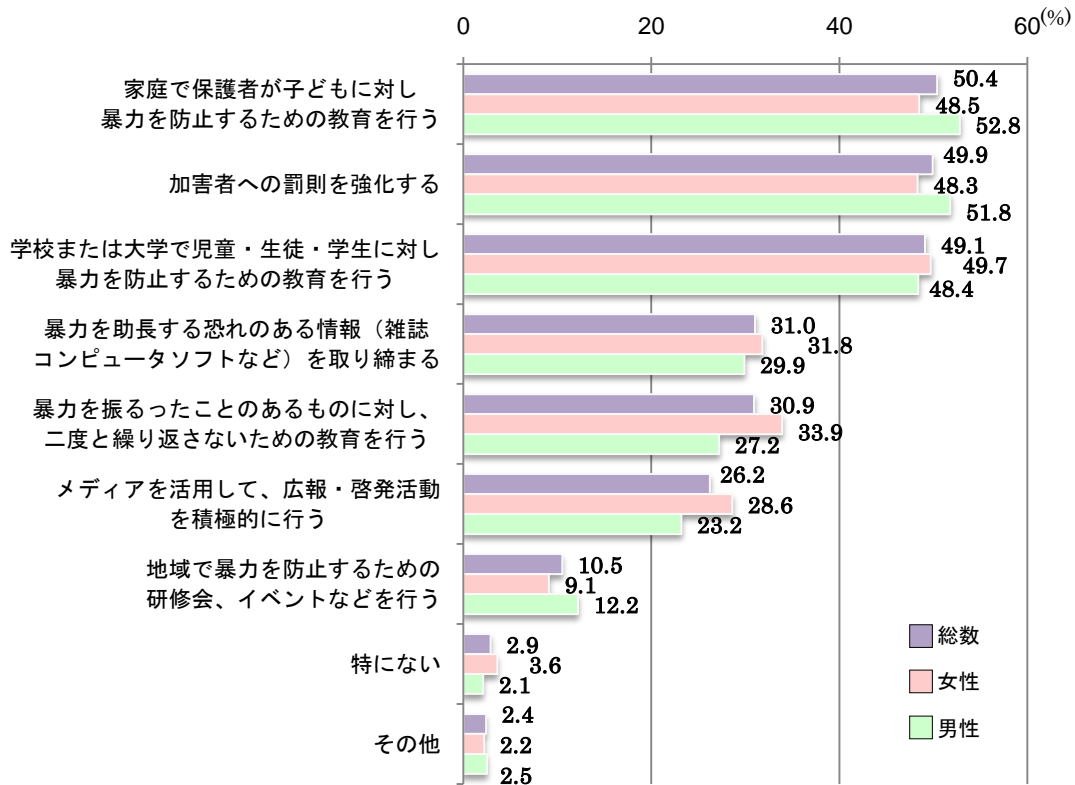
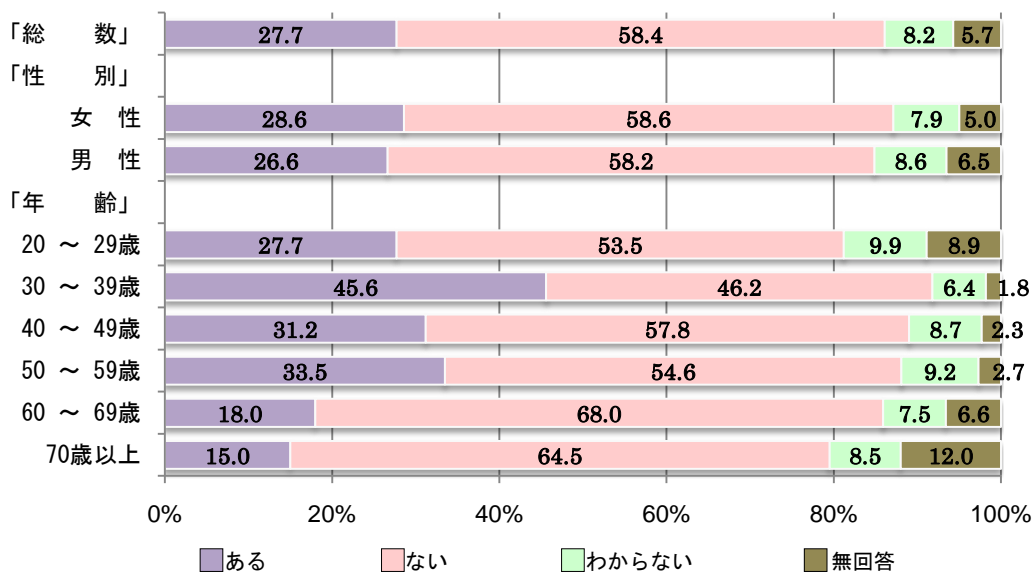


図 11-4 今までにセクシュアル・ハラスメントを受けた、または見聞きしたことがあるか

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



施策の基本的方向

男女間のあらゆる暴力は犯罪であり、深刻な人権侵害であることを認識するとともに、その背景にある固定的な性別役割分担意識など、暴力を生む社会的な土壌について理解を深め、暴力を容認しない社会風土の醸成を進めます。

配偶者等からの暴力相談窓口や相談機関の情報について周知を徹底し、相談体制の充実を図るとともに、関係機関等と連携し、被害者等の状況に応じた各種支援を推進します。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントについての認識を高めるとともに、事業所等に対して、防止の取組を働きかけます。

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

具体的施策 / ・主な取組	担当課
女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成 ・男性に対する学習機会の提供	企画課男女共同参画推進室

(2) 配偶者等からの暴力防止対策の推進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
配偶者等からの暴力防止に対する意識啓発の推進 ・若年層に対する学習機会の提供	企画課男女共同参画推進室
相談体制の充実 ・相談事業の実施	企画課男女共同参画推進室 子育て支援課こども女性相談室
被害者等の保護および自立支援 ・こころのサポート事業の実施 ・母子生活支援施設における母子家庭の生活の安定と自立の促進	企画課男女共同参画推進室 子育て支援課こども女性相談室
配偶者等からの暴力防止対策の推進体制の整備 ・DV被害者支援対策事業の推進	子育て支援課こども女性相談室

## (3) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
雇用等におけるセクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進 ・広報・啓発活動の推進	企画課男女共同参画推進室 商工労政課

## 評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
配偶者からの暴力には、身体に対する暴力だけではなく、精神的暴力、性的暴力も含まれることについての認知度	67.2%	80%
配偶者からの暴力の相談窓口があることについての認知度	28.1%	50%
シェルターの設置	0か所	1か所

主要プラン 12 生涯を通じた男女の健康づくり

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。

男女が元気でいきいきと社会参画していくためには、日ごろからの心身の健康づくりが基本となり、ライフスタイルに応じて、あらゆる場で健康の保持・増進を実践していくことが重要となります。

本市の事業所実態調査（平成22年）では、女性（母性）の健康管理のための配慮のうち、健康診断が42.3%と最も数値が高く、次いで生理休暇が11.8%となっていますが、前回調査と比較して、前者は26.6%、後者は20.3%、それぞれ減少している。また、「特に配慮していない」と回答した事業所が、全体の40.7%を占めることから、女性（母性）の健康管理に努め、男女が共に働きやすい環境づくりを促進する必要があります。（図12-1）

健康づくりは、子どもの時から命の大切さを認識し、自己健康管理意識を高めることが重要であり、健康に関する学習機会の充実や情報の提供の充実が求められます。

特に、女性は、妊娠・出産・更年期などにより、男性とは異なる健康問題に直面する可能性があることから、生涯にわたる自分自身の健康について正しい情報を得て、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

男性についても、青年期や壮年期、高齢期に応じた総合的な健康保持・増進体制の整備を進めるなど、家庭や地域が一体となって取り組むことが、これからの高齢社会においてはきわめて重要な課題といえます。ひとり世帯が増えていく中で、今まで家族で支えていた健康管理も、自分で行っていく必要があります。そのための情報提供や検診体制等の充実も必要です。

図12-1 事業所における女性（母性）の健康管理のための配慮について  
（複数回答。特にあてはまるものを3つまで選択。）

（「高松市男女共同参画に関する事業所実態調査（平成22年）」）

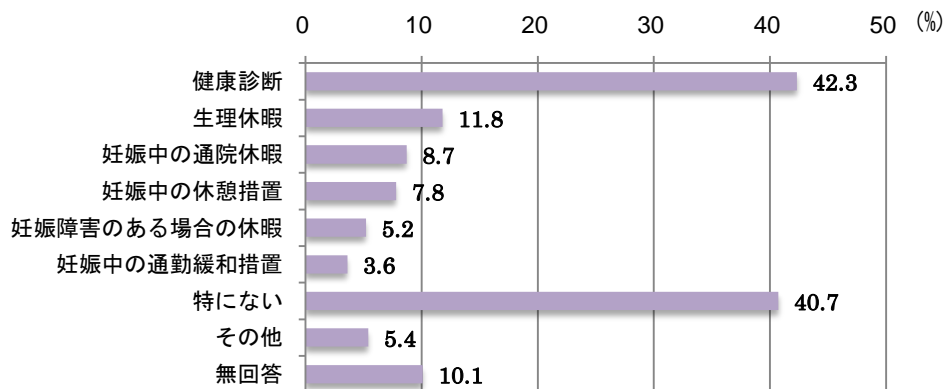
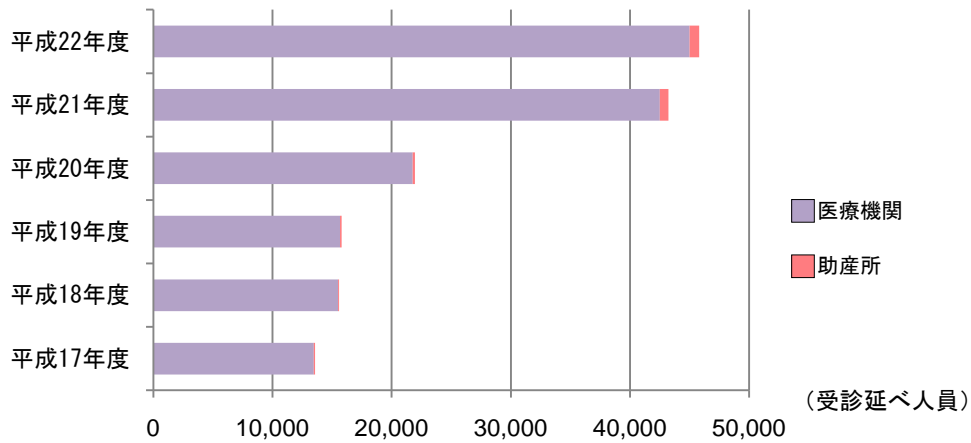
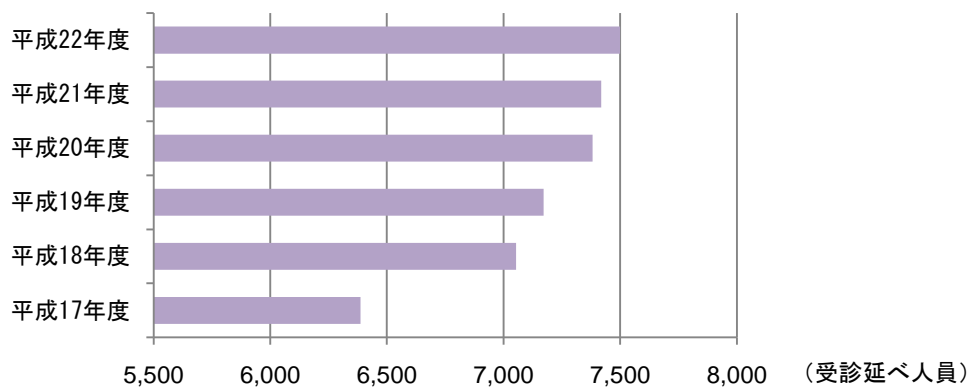


図 12-2 母子保健事業（妊婦一般健康診査）の受診状況（高松市）



※平成 20 年度から妊婦健康診査受診票を 4 枚から 6 枚に、21 年度からは 6 枚から 14 枚に拡大して交付し、助産所においても妊婦健康診査が受けられるようになった。

図 12-3 母子保健事業（乳児一般健康診査）の受診状況（高松市）



施策の基本的方向

男女がともに生涯を通じて健康に過ごせるよう、性差を考慮するとともに、さまざまな年代やライフステージに応じた、心と体の健康管理に対する意識を高め、健康の保持増進を図ります。

また、望まない妊娠や低年齢層の性感染症等の問題については、男女ともに正確な知識を持ち、人権としての性を尊重する意識を持つことができるよう、学校等における保健学習、保健指導を通じて、性教育や性感染症、薬物対策等を推進します。

特に女性については、妊娠・出産期における母子の健康を維持するための母子保健事業の充実を図ります。(図 12-2、12-3)

(1) 男女の健康の保持増進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
<p>ライフステージに応じた健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康啓発事業の実施</li> <li>・市民スポーツフェスティバルの実施</li> <li>・健康相談、各種健康診査、がん検診等の実施</li> <li>・食育啓発、自殺予防啓発事業の推進</li> <li>・学校教育における喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の実施</li> </ul>	<p>企画課男女共同参画推進室 スポーツ振興課 保健センター 保健体育課</p>
<p>心身の健康を支える体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康相談事業の実施</li> <li>・女性専門外来の実施</li> </ul>	<p>企画課男女共同参画推進室 保健センター 市民病院事務局総務課</p>

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

具体的施策 / ・主な取組	担当課
<p>健全な成長のための性に関する教育と学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育におけるエイズおよび性感染症の予防のほか性に関する指導の実施</li> <li>・エイズなど性感染症に関する相談、啓発事業の実施</li> </ul>	<p>保健対策課感染症対策室 保健体育課</p>
<p>妊娠・出産期における女性の健康管理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳交付にともなう諸制度の普及啓発</li> <li>・妊婦健康診査、マタニティ教室、相談事業の実施</li> <li>・不妊治療に対する助成、相談事業の実施</li> </ul>	<p>保健センター</p>

<p>周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅当番医制、病院群輪番制病院運営事業の実施</li> <li>・夜間急病診療所の運営</li> <li>・産科医等の確保支援</li> </ul>	<p>保健対策課地域医療対策室</p>
--	---------------------

評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
1歳6か月児健康診査受診率	89.4%	95%
3歳児健康診査受診率	83.6%	85%
子宮がん検診の受診率	31.1%	50%
乳がん検診の受診率	28.9%	50%
女性専門外来の受診者数	年間3人	漸増
妊婦・乳児健診受診票使用率	78.7%	85%
妊婦歯科健康診査受診率	33.7%	37%





## 第4章 計画の推進

### 1 庁内体制の充実

男女共同参画社会の実現を目指し、庁内の関係部局で構成する「高松市男女共同参画推進本部会」において、計画の総合調整および庁内の横断的な連携強化を図り、総合的かつ効果的な取組を推進します。

### 2 高松市男女共同参画推進委員会（仮称）との連携

男女共同参画社会に向けた取組を進めるためには、市民の声を聴き、市民の現状やニーズを反映した施策を展開することが重要です。学識経験者、公共的団体等からの推薦による委員等で構成する「高松市男女共同参画推進委員会（仮称）」において、男女共同参画の推進に関する基本的かつ重要な事項について意見を聴き、連携を図りながら事業を推進します。

### 3 関係機関、市民、関係団体等との連携・協働

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。このため、国・県・関係機関との連携を強化し、広域的な視点にたった計画の推進に努めます。

また、男女共同参画社会の実現のためには、行政だけではなく、市民や市民団体、民間団体、事業者等による主体的な取組が不可欠です。このため、市民や団体、事業者等との協働による取組を推進します。

### 4 計画の進捗状況管理

本計画を着実に推進し、実効性を確保するため、個々の施策について適切な進行管理を行うとともに、個別事業の取組状況や関連する数値目標等の進捗状況について、毎年度公表します。

## 参考資料

### 1 「第3次たかまつ男女共同参画プラン（仮称）」策定経過

年月日	会議等	内容
平成22年 6月4日	第1回たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会設置要綱について</li> <li>・会長・副会長の選任について</li> <li>・次期たかまつ男女共同参画プランの策定について</li> </ul>
7月22日	第2回たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活意識調査、事業所実態調査、市民団体等意識調査表（案）について</li> <li>・次期プラン策定に当たって今後取り組むべき重要課題等について</li> </ul>
8月12日 ～25日	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活意識調査 3,000人</li> <li>・事業所実態調査 1,500事業所</li> <li>・市民団体等意識調査 100団体</li> </ul>
11月12日	第3回たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）の進捗状況について</li> <li>・市民生活意識調査、事業所実態調査、市民団体等意識調査の実施結果について</li> <li>・分科会について</li> </ul>
平成23年 1月12日	第1回たかまつ男女共同参画プラン策定分科会（意識改革・参画拡大分野）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会のリーダーについて</li> <li>・意識調査結果等の整理・分析について</li> <li>・次期プランの内容検討について</li> </ul>
1月19日	第1回たかまつ男女共同参画プラン策定分科会（生活・雇用分野）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会のリーダーについて</li> <li>・意識調査結果等の整理・分析について</li> <li>・次期プランの内容検討について</li> </ul>
1月24日	第1回たかまつ男女共同参画プラン策定分科会（人権・健康分野）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会のリーダーについて</li> <li>・意識調査結果等の整理・分析について</li> <li>・次期プランの内容検討について</li> </ul>
2月23日	第2回たかまつ男女共同参画プラン策定分科会（人権・健康分野）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期プランの具体的施策等について</li> <li>・次期プランの評価指標および目標値について</li> </ul>
2月24日	第2回たかまつ男女共同参画プラン策定分科会（意識改革・参画拡大分野）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期プランの具体的施策等について</li> <li>・次期プランの評価指標および目標値について</li> </ul>
2月25日	第2回たかまつ男女共同参画プラン策定分科会（生活・雇用分野）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期プランの具体的施策等について</li> <li>・次期プランの評価指標および目標値について</li> </ul>

年月日	会議等	内容
平成23年 5月16日	第3回たかまつ男女共同 参画プラン策定分科会 (意識改革・参画拡大分野)	・次期プランの具体的施策・事業等について ・次期プラン案について(意識改革・参画拡大分野)
5月18日	第3回たかまつ男女共同 参画プラン策定分科会 (人権・健康分野)	・次期プランの具体的施策・事業等について ・次期プラン案について(人権・健康分野)
5月19日	第3回たかまつ男女共同 参画プラン策定分科会 (生活・雇用分野)	・次期プランの具体的施策・事業等について ・次期プラン案について(生活・雇用分野)
6月13日	第4回たかまつ男女共同 参画プラン策定分科会 (意識改革・参画拡大分野)	・次期プラン案について(意識改革・参画拡大分野)
6月20日	第4回たかまつ男女共同 参画プラン策定分科会 (生活・雇用分野)	・次期プラン案について(生活・雇用分野)
6月22日	第4回たかまつ男女共同 参画プラン策定分科会 (人権・健康分野)	・次期プラン案について(人権・健康分野)
7月22日	第4回たかまつ男女共同 参画プラン策定懇談会	・次期たかまつ男女共同参画プラン(素案)について

## 2 たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 たかまつ男女共同参画プラン(男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画であって、平成24年度から平成27年度までを計画期間とするものをいう。)の策定に当たり、広く市民の意見を聴くため、たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(組織)

第2条 懇談会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民活動団体の代表者

(3) 事業主団体および労働者団体の代表者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、懇談会の目的を達成する日までとする。

(会長および副会長)

第4条 懇談会に会長および副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、市民政策部企画課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年6月4日から施行する。

2 この要綱は、懇談会の目的を達成した日限り、その効力を失う。

### 3 たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会、分科会委員名簿

#### (1) たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会委員名簿

任期：平成22年6月4日～平成24年 月 日

区分	氏名	役職等	備考
会長	時岡 晴美	香川大学教育学部教授	
副会長	蓮井 孝夫	人権擁護委員	
委員 (50音順)	石井 孝史	連合香川東地域協議会幹事	
	関谷 利裕	弁護士	～H23.3.31
	伊藤 雅啓	弁護士	H23.4.1～
	神納 正志	公募委員	
	河田 澄	高松市コミュニティ協議会連合会会長	～H23.3.31
	滝川 三郎	高松市コミュニティ協議会連合会会長	H23.4.1～
	津川 眞智子	公募委員	
	野田 法子	特定非営利活動法人 たかまつ男女共同参画ネット理事長	
	松井 保	高松地区中学校長会会長	～H23.3.31
	原 貴	高松地区中学校長会会長	H23.4.1～
	三木 一平	高松市民間保育所共励会会長	
	吉岡 和子	高松商工会議所女性会会長	
渡邊 照代	社団法人香川県看護協会会長		

(2) たかまつ男女共同参画プラン策定分科会委員名簿

平成 23 年 1 月 12 日～平成 23 年 6 月 22 日

分野	氏名	役職等	備考
意識改革・ 参画拡大	● 河田 澄	高松市コミュニティ協議会連合会会長	～H23.3.31
	滝川 三郎	高松市コミュニティ協議会連合会会長	H23.4.1～
	○ 時岡 晴美	香川大学教育学部教授	
	神納 正志	公募委員	
	松井 保	高松地区中学校長会会長	～H23.3.31
	原 貴	高松地区中学校長会会長	H23.4.1～
	宮本 宏子	公募委員	
	吉田 静子	公募委員	
生活・雇用	● 野田 法子	特定非営利活動法人 たかまつ男女共同参画ネット理事長	
	安部 文代	公募委員	
	石井 孝史	連合香川東地域協議会幹事	
	金谷 美里	公募委員	
	三木 一平	高松市民間保育所共励会	
	吉岡 和子	高松商工会議所女性会会長	
人権・健康	● 渡邊 照代	社団法人香川県看護協会会長	
	桑島 洋子	公募委員	
	関谷 利裕	弁護士	～H23.3.31
	伊藤 雅啓	弁護士	H23.4.1～
	津川 眞智子	公募委員	
	蓮井 孝夫	人権擁護委員	
	三好 千秋	公募委員	

※●は分科会リーダー（委員の交替により、○はH23.4.1～分科会リーダー）

## 4 男女共同参画のあゆみ

	世界	日本	香川県	高松市
昭和50年 (1975年)	国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進本部会議」開催		
昭和51年 (1976年)	「国連婦人の10年」 (~1985)	民法一部改正 (離婚後の姓の選択自由)		
昭和52年 (1977年)		「国内行動計画」策定		
昭和54年 (1979年)	国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択			
昭和55年 (1980年)	「国連婦人の10年」中間年世界会議 (コペンハーゲン)	「女子差別撤廃条約」署名		
昭和56年 (1981年)	「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定		
昭和57年 (1982年)			「香川県婦人行動計画」策定	
昭和60年 (1985年)	「国連婦人の10年」世界会議(ナイロビ) 「西暦2000年に向けてのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行) 「女子差別撤廃条約」批准		
昭和62年 (1987年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
昭和63年 (1988年)			「香川女性のための新行動計画」策定	「高松市女性行動計画」策定

	世界	日本	香川県	高松市
平成3年 (1991年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定 「育児休業法」公布 (平成4年施行)		
平成5年 (1993年)	世界人権会議 (ウィーン) 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「パートタイム労働法」公布、施行		
平成6年 (1994年)		「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進本部」設置		「第2次高松市女性行動計画」策定
平成7年 (1995年)	「第4回世界女性会議」(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正 (「育児・介護休業法」) 「ILO156号条約」 (家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約) 批准		「高松市女性センター」 (愛称：カワリ-高松) 開館
平成8年 (1996年)		「男女共同参画2000年プラン」策定		
平成9年 (1997年)		「男女共同参画審議会設置法」施行 「男女雇用機会均等法」改正	「香川女性のための新行動計画」改定	「男女共同参画都市宣言」
平成11年 (1999年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行		
平成12年 (2000年)	国連特別総会「女性2000年会議」 (ニューヨーク) 「政治宣言及び成果文書」採択	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー規制法」公布、施行		
平成13年 (2001年)		「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置 「配偶者暴力防止法」公布、施行 第1回男女共同参画週間	「かがわ男女共同参画プラン」策定	「第12回男女共同参画全国都市会議2001たかまつ」開催 (市制施行111周年記念事業)



	世界	日本	香川県	高松市
平成 14 年 (2002 年)			「香川県男女共同参画推進条例」制定	「たかまつ男女共同参画プラン」策定
平成 15 年 (2003 年)		男女共同参画推進本部 「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行		
平成 16 年 (2004 年)		「配偶者暴力防止法」改正、施行 「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定		
平成 17 年 (2005 年)	第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」(ニューヨーク)	「第 2 次男女共同参画基本計画」策定		
平成 18 年 (2006 年)		「男女雇用機会均等法」改正(平成 19 年施行)	「かがわ男女共同参画プラン(後期計画)」策定 「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定	「高松市男女共同参画センター」に名称変更(旧：女性センター)
平成 19 年 (2007 年)		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「配偶者暴力防止法」改正(平成 20 年施行)		「たかまつ男女共同参画プラン(改定版)」策定
平成 20 年 (2008 年)		男女共同参画推進本部 「女性の参加加速プログラム」決定 「次世代育成支援対策推進法」改正(平成 21 年施行)		
平成 22 年 (2010 年)	第 53 回国連婦人の地位委員会(北京+15)宣言と決議を採択	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第 3 次男女共同参画基本計画」策定		
平成 23 年 (2011 年)			「第 2 次かがわ男女共同参画プラン(仮称)」策定 「第 2 次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画(仮称)」策定	「第 3 次たかまつ男女共同参画プラン(仮称)」策定

施策体系	I-1-(1)	具体的施策	男女共同参画推進のための学習機会の充実
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
学習機会の提供 【企画課男女共同参画推進室】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	男女共同参画センターにおいて、様々な講座・セミナー等を行い、男女共同参画推進のための学習機会を提供する。		0 (II-4-(1) の指定管理料に 含まれる)

施策体系	I-1-(1)	具体的施策	市職員への男女共同参画意識の浸透
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
男女共同参画研修 【企画課男女共同参画推進室】 ( <input type="checkbox"/> 新規・継続)	本市の職員を対象に、自治体における男女共同参画の取組と課題、働く女性のための社会の仕組みと課題等に関する研修を実施することにより、男女共同参画社会を形成するに当たっての諸課題に的確に対処することができる能力の向上を図る。		116

施策体系	I-1-(2)	具体的施策	男女共同参画社会に関する広報・啓発活動の推進
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
広報啓発活動 【企画課男女共同参画推進室】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえ、男女共同参画週間や市民との協働による男女共同参画市民フェスティバルにおいて、各種行事を実施し、男女共同参画社会に関する広報啓発活動を行う。		1,228
情報収集・提供 【企画課男女共同参画推進室】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	男女共同参画センターにおいて、ライブラリーの充実を図るほか、センター行事等を掲載した情報誌を発行するなど、情報収集・提供を行う。		0 (II-4-(1) の指定管理料に 含まれる)

施策体系	I-2-(1)	具体的施策	学校教育の充実
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
男女平等意識の育成を重視した教育推進事業 【学校教育課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	教師が全教育活動を通して、男女平等教育が展開されるよう指導計画を作成し、各教科等のねらいを達成する過程で、男女平等教育推進の視点から関わる内容を取り上げ、一層の充実を図る。		0
人権尊重・男女平等意識の育成を意識した教育・保育の推進事業 【こども園運営課】 ( <input type="checkbox"/> 新規・継続)	日々の保育生活の中で、人権尊重・男女平等を前提とした教育・保育を実施する。		0

施策体系	I-2-(1)	具体的施策	社会教育の推進
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
女性教室開催事業 【生涯学習課】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )	コミュニティセンター等を核に女性教室を開設したり、市民グループの女性教室の開設に対する支援を行うなど、女性の自主的な学習や社会活動への参画を促進する。		1,736
生涯学習推進員研修事業 【生涯学習課生涯学習センター】 ( <input type="checkbox"/> 新規 ・ 継続 )	コミュニティセンター等において生涯学習を推進・援助する職員(生涯学習推進員)のスキルアップを図る研修会において、男女平等を推進する研修を行うことにより、地域の学習機能を向上させる。		149

施策体系	I-2-(1)	具体的施策	教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の推進
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
教職員・保育関係者などに対する研修事業 【学校教育課】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )	校内外の研修を通して、教職員の学校における男女平等教育についての認識を深める。また、教職員が自らの生き方についても見直すことで、教職員の男女共同参画に関する理解を促進するとともに、実践的な指導力を身に付ける。		0
教職員・保育関係者などに対する研修事業 【こども園運営課】 ( <input type="checkbox"/> 新規 ・ 継続 )	男女平等意識の育成・理解等を含む人権研修事業や同和研修事業を実施する。		178
人権教育教員研修会 【人権教育課】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )	市立幼稚園、小・中学校の教職員の人権尊重意識の向上を図り、豊かな人権感覚を身に付け実践できるよう、人権教育教員研修会を開催する。		0

施策体系	I-2-(2)	具体的施策	生涯学習・能力開発の推進
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
生涯学習センター、コミュニティセンターにおける多様な講座の開催 【生涯学習課生涯学習センター】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )	生涯学習センターおよびコミュニティセンターにおいて、生涯学習・能力開発のための学習機会を提供するため、多様な講座を開催する。		24,678

施策体系	I-2-(2)	具体的施策	進路指導・キャリア教育の充実
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
進路指導・キャリア教育推進事業、職業意識の形成事業 【学校教育課】 (新規・継続)	各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間と進路指導との関連を図り、「勤労の貴さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。」等の職業や労働に関する内容を取り上げ、生徒一人一人の個性を尊重し、能力や適性を生かした進路を選択できる指導の一層の充実を図る。		0

施策体系	II-3-(1)	具体的施策	市の審議会等への女性の登用推進
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
審議会等における女性委員の拡大 【企画課男女共同参画推進室】 (新規・継続)	市職員への周知を徹底し、審議会等委員への女性委員の登用推進に努める。		0

施策体系	II-3-(1)	具体的施策	市女性職員の職域拡大と管理職への登用の推進
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
市女性職員の管理職登用推進 【人事課】 (新規・継続)	市女性職員の管理職への登用を推進し、女性職員の管理職全体に対する割合を高める。		0

施策体系	II-3-(1)	具体的施策	事業所等における女性の方針決定過程への参画拡大・管理職登用への働きかけ
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
広報啓発活動 【企画課男女共同参画推進室】 (新規・継続)	男女共同参画センターにおいて実施する出前セミナー等を通じて、事業所等に対して広報啓発活動を行う。		0 (II-4-(1)の指定管理料に含まれる)

施策体系	II-3-(2)	具体的施策	女性のエンパワーメントのための学習機会の充実
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
男女共同参画に関するリーダー養成講座等の実施 【企画課男女共同参画推進室】 (新規・継続)	男女共同参画センターにおいて、セミナー修了者が、地域でリーダーシップを発揮して活動できるようにするための講座を実施する。		0 (II-4-(1)の指定管理料に含まれる)

女性職員に対するエンパワメント研修 【人事課】 ( 新規 ・ 継続 )	本市の係長級女性職員を対象に、集合研修を実施。内容は、民間等で活躍されている女性リーダーの講話のほか、市役所の先輩女性職員との意見交換等も行い、女性職員の意識改革を図る。	100
---	---	-----

施策体系	II-3-(2)	具体的施策	女性の人材に関する情報の収集・提供
事業名		事業の概要	平成23年度 予算額(千円)
情報収集・提供事業 【総務課】 ( 新規 ・ 継続 )		毎年度実施する附属機関等の状況調査に基づき、各機関における女性委員数や氏名等をデータ書庫により職員に情報提供する。	0
生涯学習人材情報提供事業 【生涯学習課生涯学習センター】 ( 新規 ・ 継続 )		女性の人材を活用するため、生涯学習の分野に関する知識や技術等を持つ人材の情報をホームページ等で提供する。	0

施策体系	II-4-(1)	具体的施策	地域活動の方針決定過程への女性の参画促進
事業名		事業の概要	平成23年度 予算額(千円)
広報啓発活動 【企画課男女共同参画推進室】 ( 新規 ・ 継続 )		男女共同参画センターにおいて実施する出前セミナー等を通じて、広報啓発活動を行う。	0 (II-4-(1) の指定管理料に 含まれる)

施策体系	II-4-(1)	具体的施策	地域活動における男女共同参画の促進
事業名		事業の概要	平成23年度 予算額(千円)
コミュニティ人材養成事業 【地域政策課】 ( 新規 ・ 継続 )		地域コミュニティ活動におけるリーダーや企画・運営を行う人、コーディネートを担う人材を育成する。	322
コミュニティセンター等における男女共同参画促進事業 【生涯学習課生涯学習センター】 ( 新規 ・ 継続 )		コミュニティセンター等において男女共同参画活動を促進するための講座を開催する。	531
ボランティア休暇の取得促進 【人事課】 ( 新規 ・ 継続 )		特別休暇(ボランティア休暇)の取得促進を図るため、休暇の趣旨を広く職員に周知する。	0

施策体系	Ⅱ-4-(1)	具体的施策	男女共同参画センター機能の充実
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
男女共同参画センター管理運営 【企画課男女共同参画推進室】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	市民活動拠点である男女共同参画センターの管理運営を、指定管理者である特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネットに委託し、市民自らの主体的かつニーズに即した管理運営を行う。		29,251 (指定管理料)

施策体系	Ⅱ-4-(2)	具体的施策	防災や環境などの分野における男女共同参画の促進
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
市民活動の促進 【地域政策課市民協働推進室】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	ボランティア・市民活動センターと連携し、市民活動の活性化や団体の基盤強化、また、協働に関する情報を収集・発信し、協働によるまちづくりを推進する。		12,584
防災訓練 (高松市震災対策総合訓練) 【危機管理課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	防災関係機関や市民との防災活動の協力体制をより一層強化するために、市民参加型で避難・救出・救護活動等を体験する震災対策訓練を実施する。(高松市北消防署管内で開催)		348
市政出前ふれあいトーク 【危機管理課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	市民からの要望で、地元に出向き台風や地震など防災活動や高松市国民保護計画に基づく市の活動等について出前講座を行う。		0
リサイクル推進員事業 【環境総務課】 ( <input type="checkbox"/> 新規・継続)	地域でのごみ減量・資源化活動のリーダー、また市と地域とのパイプ役として、各小学校区ごとに「高松市リサイクル推進員」として委嘱し、地域ぐるみの主体的な循環型社会づくりの推進を図る。		24
環境にやさしい人材の育成 【環境保全推進課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	すべての市民・事業者が環境に関心を持ち、環境保全意識を高めるため、環境学習の充実やこれらを担う人材の育成などを行う。 ①環境学習講座等の開催 (環境学習講座、出前講座、環境プラザ教室) ②環境リーダー養成講座の開催		① 61 ② 220

施策体系	Ⅱ-5-(1)	具体的施策	多文化共生社会の実現
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
情報収集・提供 【国際文化振興課都市交流室】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	多言語メルマガを配信するとともに、姉妹・友好都市等からの情報収集および情報提供を行う。		0

施策体系	Ⅱ－５－(1)	具体的施策	国際交流・協力，平和活動における男女共同参画の推進
事業名		事業の概要	平成 23 年度 予算額 (千円)
姉妹・友好都市交流 <b>【国際文化振興課都市交流室】</b> ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		アメリカ・セント・ピーターズバーグ市，フランス・トゥール市，中国・南昌市との姉妹・友好都市交流を実施し，男女共同参画の視点からも事業の推進を図る。	889
民間国際交流活動への支援 <b>【国際文化振興課都市交流室】</b> ( <input type="checkbox"/> 新規 ・ 継続 )		(財) 高松市国際交流協会への助成を通して，民間国際交流活動の支援を行い，男女共同参画の視点からも事業の推進を図る。	13,000
平和啓発事業 <b>【市民文化センター】</b> ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		憲法記念平和映画祭，平和を語るつどい講演会，高松市戦争遺品展，教職員のための平和教育講演会等を開催し，男女共同参画の視点からも事業の推進を図る。	1,180

【生活・雇用分野】

施策体系	Ⅲ-6-(1)	具体的施策	仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
広報啓発活動 【企画課男女共同参画推進室】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	男女共同参画センターにおいて実施する講座、出前セミナー等を通じて、広報啓発活動を行う。		0 (Ⅱ-4-(1)の指定管理料に含まれる)
広報啓発活動 【商工労政課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	「たかまつ労政だより」を年5回程度発行し、市内の事業所、商工会議所、商工会等に郵送するほか、本市ホームページにも内容を掲載する。 「ワーキングたかまつ」として、本市ホームページにおいて、雇用・労働関係情報を提供する。 月1回程度ホームページの新着情報に掲載		26

施策体系	Ⅲ-6-(2)	具体的施策	多様なニーズに対応した保育サービスの充実
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
多様なニーズに対応した保育サービスの充実 【こども園運営課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	県の待機児童対策補助事業により、特別対策保育士を配置する等、受入れ体制の充実を図る。(保育所入所待機児童対策事業) 特別保育事業(乳児保育、延長保育、休日保育、夜間保育、一時預かり、病児・病後児保育)を実施する。		413, 458
病児・病後児保育事業 【子育て支援課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	病气中または病気の回復期の子どもを、医院等に付設された専用のスペースで一時的に預かることにより、保護者の子育てと仕事の両立の推進を図り、安心して子育てができる環境を整備する。		61, 831

施策体系	Ⅲ-6-(2)	具体的施策	子育てしやすい環境の整備促進
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
ファミリー・サポート・センター事業 【子育て支援課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	地域において、子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育てを助け合う会員組織をつくり、その拠点として「たかまつファミリー・サポート・センター」を設置し、相互の援助活動の調整を行う。		12, 764
放課後児童クラブ事業 【子育て支援課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童に対し、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 また、直営施設を利用できない児童のため、学童保育を実施する社会福祉法人等に対して補助金を交付し、その事業運営を支援する。		96, 168
留守家庭児童会事業 【子育て支援課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1～3年生の健全育成を図るため、留守家庭児童会を小学校校区単位で開設する。		335, 361



放課後子ども教室事業 【子育て支援課】 ( 新規 ・ 継続 )	すべての児童を対象に、放課後等に安全で安心な居場所づくりを図るため、地域の協力を得ながら、各校區に放課後子ども教室を開設する。	21,633
障害児放課後支援事業 【障がい福祉課】 ( 新規 ・ 継続 )	適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のため、その監護を受けられない障害児に対して、放課後児童会を開設する。	17,604

施策体系	Ⅲ-6-(2)	具体的施策	男女がともに働き続けるための環境づくり
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
広報啓発活動 【商工労政課】 ( 新規 ・ 継続 )	「たかまつ労政だより」を年5回程度発行し、市内の事業所、商工会議所、商工会等に郵送するほか、本市ホームページにも内容を掲載する。(再掲)		0 (Ⅲ-6-(1))
子育て支援中小企業表彰事業 【商工労政課】 ( 新規 ・ 継続 )	仕事と子育ての両立支援を図るため、特に職場環境の整備に積極的に取り組んでいる中小企業を表彰し、市内の中小企業における次世代育成支援の取組を促進する。		135

施策体系	Ⅲ-6-(2)	具体的施策	市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
第2次高松市特定事業主行動計画推進事業 【人事課】 ( 新規 ・ 継続 )	ワーク・ライフ・バランスの意識づけ、出産・子育てに関する支援の充実を図るなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備を行う。		0
新病院整備事業の中の 院内保育所整備 【新病院整備課】 ( 新規 ・ 継続 )	医師や看護師等の確保のため、院内保育所を整備する。		0
新病院整備事業の中の医療スタッフ復職研修支援 【新病院整備課】 ( 新規 ・ 継続 )	女性医師、看護師等の医療スタッフが復職するための研修を行うなど、支援に努める。		0

施策体系	Ⅲ-6-(3)	具体的施策	男女がともに担う家事・育児・介護等の促進
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
広報啓発活動 【企画課男女共同参画推進室】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえ、男女共同参画週間や市民との協働による男女共同参画市民フェスティバルにおいて、各種行事を実施し、男女共同参画社会に関する広報啓発活動を行う。(再掲)		0 (1-1-(1))
第2次高松市特定事業主行動 計画推進事業 【人事課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	ワーク・ライフ・バランスの意識づけ、出産・子育てに関する支援の充実を図るなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備を行う。(再掲)		0

施策体系	Ⅲ-6-(3)	具体的施策	子育てに関する相談や学習機会等の充実
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
学習機会の提供事業 【こども園運営課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	中・高生を対象とした保育体験事業を実施する。		40
家庭教育推進事業 【生涯学習課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	地域コミュニティセンター等を核に女性教室を開設したり、市民グループの女性教室の開設に対しての支援を行うなど、女性の自主的な学習や社会活動への参画を促進する。 また、子育て力向上応援講座、家庭教育情報テレビ番組を放映する。		2,781
はじめてパパママ教室 【保健センター】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	はじめての出産を迎える夫婦を対象に、育児に対しての関心を高め、楽しい子育てができるよう体験学習や実習を行い、父親等の参加を促進する。		89
はぐくみ学級 【保健センター】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	乳児をもつ母親等を対象に、離乳食の進め方等を中心に食育や育児についての正しい知識を普及し、子どもの健やかな成長、発達を促すための健康教育を行う。		57
母子保健セミナー・母子健康教育 【保健センター】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	乳幼児をもつ母親等を対象に育児についての正しい知識を普及し、子どもの健やかな成長、発達を促すための健康教育事业を行う。		1,286
乳幼児相談 【保健センター】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	乳幼児の成長発育を確認し、栄養、育児等について正しい知識や子育て支援情報を提供し、健全な育ちを促し、育児支援を行う。		801
育児支援事業等 【保健センター】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	核家族化や地域社会とのつながりの希薄化などにより、育児不安に悩んでいる人が増加している状況から、心理相談員等による育児支援事業および精神発達面に遅れのある児が、親子遊びを通して、よりよい成長発達をし、親子の絆を深めることを目的とし事業を行う。		1,206

施策体系	Ⅲ-7-(1)	具体的施策	地域における子育て支援の充実
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
地域における子育て支援の充実 【こども園運営課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	地域子育て支援拠点事業、地域子育て推進事業を実施し、地域の子育て親子の交流の場の提供、および育児相談、子育てサークル支援等を行う。		150,761
子育て支援総合情報発信事業 【子育て支援課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	子育て家庭が必要とする各種子育て関連情報を集約・一元化し、効果的・積極的に発信することにより、子育て支援の促進を図る。		4,000
児童館事業 【子育て支援課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	地域の児童健全育成の拠点として、児童福祉に関する知識を有する児童指導員が、幼児および少年を集団的および個別に指導することで、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする等、その健全な育成を図る。		56,825

施策体系	Ⅲ-7-(1)	具体的施策	ひとり親家庭等に対する生活の安定と自立への支援
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
母子家庭等医療費助成事業 【こども家庭課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	母子家庭の母子および母子家庭の子どもを対象に高額療養費限度額までの自己負担分を助成する。 平成23年8月から母子家庭の父等も対象とする。		402,792
ひとり親家庭子育て支援事業 【こども家庭課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	生後6か月から小学校6年生までの子どもを養育するひとり親家庭を対象に、たかまつファミリー・サポート・センターの利用料金の一部を助成する。 ○ 助成対象者(すべてを満たすもの) ・ 高松市在住で、生後6か月から小学校6年生までの子どもを養育しているひとり親家庭 ・ たかまつファミリー・サポート・センターの援助会員登録している人 ・ 市税を滞納していない人		1,000
ひとり親家庭自立支援事業 【こども家庭課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るため、「母子自立支援員」が、ひとり親家庭の抱える様々な問題や悩みごとに応じるとともに、各種助成制度の情報提供に努める。 ○ 母子自立支援員2人 相談日時 月曜日～金曜日 8時30分～17時		5,405
母子家庭児等就業・自立支援センター事業 【こども家庭課】 (新規・ <input type="checkbox"/> 継続)	母子家庭の自立促進を目的に、財団法人香川県母子福祉連合会に事業委託し、就労支援講習会、特別相談事業を実施する。 ○ 講習会事業 ヘルパー(2級)養成講座、パソコン講習 ○ 特別相談事業 弁護士相談等		683

母子家庭自立支援給付金事業 【こども家庭課】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )	○ 自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母が、技術を身につけるための通信教育や専門学校への通学など、自立に向けた能力開発の取組みを支援するため、要した費用の一部を給付金として支給する。 ○ 高等技能訓練促進費等 母子家庭の就職の促進と経済的自立を図るため、母子家庭の母が、看護師、介護福祉士などの資格を取得する場合に、訓練促進費等を支給する。	84,911
自立支援プログラム策定事業 【こども家庭課】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )	児童扶養手当受給者の自立促進のため、「自立支援プログラム策定員」を配置し、母子家庭の母等が、より安定した就労ができるように自立支援プログラムを策定し、これに基づき、指導・助言等を行う。 ○ 自立支援プログラム策定員1人 相談日時 月曜日～金曜日 8時30分～17時	2,717
母子家庭児等福祉金事業 【こども家庭課】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )	母子家庭等の児童の福祉の増進を図るため、母子家庭児等福祉金年額15,000円を支給する。 ○ 支給要件 市内に1年以上住所を有する義務教育修了前の児童の保護者で、 (1) 児童の父母またはそのいずれかが死亡もしくは3年以上生死が不明のもの (2) 児童扶養手当の支給を受けている母または養育者	77,466
母子寡婦福祉資金貸付事業 【こども家庭課】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )	母子家庭の母等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している子どもの福祉の向上を図るため、各種資金の貸付を行う。	103,725

施策体系	Ⅲ-7-(2)	具体的施策	介護支援事業の充実
事業名		事業の概要	平成23年度 予算額(千円)
地域包括支援センター、老人介護支援センターにおける情報提供・相談 【地域包括支援センター】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		地域の高齢者が自分らしい生活を継続的にできるよう支援するために、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3分野の専門職が連携し、事業の推進を図る。 ・総合相談・支援事業 ・権利擁護事業 また、市内28か所の老人介護支援センターを24時間対応の相談窓口として位置づけ、より身近なところで高齢者の様々な問題について情報提供・相談に応じる。	338,774
情報収集・提供事業 【介護保険課】 ( <input type="checkbox"/> 新規 ・ 継続 )		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)等に入所(居)を希望される要介護(支援)者や、その家族等に対する施設(事業所)の待機者・空き状況等の情報を提供するため、毎月、情報収集し、市ホームページに掲載している。また、介護サービス利用等に関する情報提供についても、市ホームページへの掲載のほか、随時、広報紙により周知する。	0

介護サービス事業 【介護保険課】 ( 新規 ・ 継続 )	気軽に様々なサービスの利用や苦情等が相談できるよう、関係課と連携を図りながら、相談体制の充実に努めている。また、利用者等が安心と質の高い介護サービスが得られるよう、居宅・施設サービス事業者に対する適切な指導、助言、情報提供を行っている。さらに、高松市高齢者保健福祉計画に基づき、サービス基盤の充実を図る。	0
------------------------------------	--	---

施策体系	Ⅲ－８－(1)	具体的施策	法令等の周知・啓発
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
広報啓発活動 【商工労政課】 ( 新規 ・ 継続 )	「たかまつ労政だより」を年5回程度発行し、市内の事業所、商工会議所、商工会等に郵送するほか、本市ホームページにも内容を掲載する。(再掲)		0 (Ⅲ－６－(1))

施策体系	Ⅲ－８－(1)	具体的施策	職場における男女共同参画の促進
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
広報啓発活動 【企画課男女共同参画推進室】 ( 新規 ・ 継続 )	男女共同参画センターにおいて実施する出前セミナー等を通じて、広報啓発活動を行う。		0 (Ⅱ－４－(1) の指定管理料に 含まれる)

施策体系	Ⅲ－８－(1)	具体的施策	働く男女の健康管理対策の促進
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
広報啓発活動 【商工労政課】 ( 新規 ・ 継続 )	「たかまつ労政だより」を年5回程度発行し、市内の事業所、商工会議所、商工会等に郵送するほか、本市ホームページにも内容を掲載する。(再掲)		0 (Ⅲ－６－(1))
母性健康管理指導事項連絡カードなどの制度の普及 【保健センター】 ( 新規 ・ 継続 )	産前・産後の健康管理のため、医師などから受けた、母体または胎児の健康保持等の指導を職場に的確に伝達するため、母子健康手帳に綴じ込んである「母性健康管理指導事項連絡カード」に主治医が記入し、職場に提出する制度についての普及啓発を図る。		333
メンタルヘルス等健康管理事業 【人事課】 ( 新規 ・ 継続 )	産業医による「健康・悩みごと」相談(隔月)、外部カウンセラーによる「メンタルヘルス」相談(隔月)、出先職場への巡回健康相談を実施する。 また、生活習慣病等予防の健康教室を開催したり、体脂肪、骨密度、血管年齢等健康測定を実施する。		281

施策体系	Ⅲ－８－(2)	具体的施策	女性の職業能力の訓練・開発の促進
事業名		事業の概要	平成 23 年度 予算額 (千円)
学習機会の提供 【企画課男女共同参画推進室】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		男女共同参画センターにおいて、再就職のための支援セミナーなどを行う。	0  (Ⅱ－４－(1) の指定管理料に 含まれる)
セカンドキャリアの支援 【生涯学習課生涯学習センター】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		生涯学習センターおよびコミュニティセンターにおいて女性が職業や就労に必要な知識やコミュニケーション能力を習得するための講座を開催する。	1 7 4

施策体系	Ⅲ－８－(2)	具体的施策	女性の起業やパートタイム労働など多様な働き方への支援
事業名		事業の概要	平成 23 年度 予算額 (千円)
「ワーキングたかまつ」による 情報提供 【商工労政課】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		本市ホームページにおいて、雇用・労働関係情報を提供する。 月 1 回程度ホームページの新着情報に掲載 (再掲)	0

施策体系	Ⅲ－８－(2)	具体的施策	就労に関する支援および情報の提供
事業名		事業の概要	平成 23 年度 予算額 (千円)
「ワーキングたかまつ」による 情報提供 【商工労政課】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		本市ホームページにおいて、雇用・労働関係情報を提供する。 月 1 回程度ホームページの新着情報に掲載する。(再掲)	0

施策体系	Ⅲ－９－(1)	具体的施策	バリアフリー・ユニバーサルデザイン等の推進
事業名		事業の概要	平成 23 年度 予算額 (千円)
住宅改修費給付事業 【介護保険課】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		介護保険の要支援・要介護者の方が居宅において安心して生活できるよう、手すりの取付、段差の解消、滑りの防止などの住宅改修を行う場合、介護給付費を支給する。 支給限度基準額 20 万円 (1 割は本人負担)	1 6 3, 2 9 2
住宅改造助成事業費等 【長寿福祉課】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		(住宅改造助成金) 寝たきり等で介助を必要とする者が、自宅において暮らしやすい生活ができるよう住宅を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成する。	2 1, 4 0 2
住宅改造助成事業 【障がい福祉課】 ( <input type="checkbox"/> 新規 ・ 継続 )		在宅の介護が必要な障がい者が自宅において暮らしやすい生活ができるように住宅の改造をする場合、当該費用の一部を助成することで、障がい者の自立を助長するとともに介助する者の負担を軽減する。	7, 7 7 4

施策体系	Ⅲ－９－(1)	具体的施策	高齢者・障がい者等の生活自立支援
事業名	事業の概要		平成 23 年度 予算額 (千円)
長寿社会対策推進事業 【長寿福祉課】 ( 新規 ・ 継続 )	高齢者在宅福祉サービスの内容や相談窓口等を広く周知するためのリーフレットを作成し、関係部門、民生委員・児童委員、老人介護支援センター等関係機関へ配付する。		6 5
高齢者生きがいデイサービス事業 【長寿福祉課】 ( 新規 ・ 継続 )	高齢者の社会的孤立感の解消、生きがいと社会活動への参加を促進するため、月に2回、入浴・食事・送迎、趣味活動やレクリエーションなどのデイサービスを行う。		2 7, 0 4 7
老人緊急通報装置貸与等事業 【長寿福祉課】 ( 新規 ・ 継続 )	一人暮らしの高齢者の急病・災害等緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、高齢者緊急通報装置を貸与または給付する。		1 7, 8 5 0
寝たきり老人等日常生活用具給付 【長寿福祉課】 ( 新規 ・ 継続 )	在宅のひとり暮らし高齢者等に、火災警報器、自動消火器、電磁調理器などの日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図る。		2, 4 0 9
相談員等の育成および研修への参加促進 【障がい福祉課】 ( 新規 ・ 継続 )	中四国ブロック身体障害者相談員研修会への相談員の派遣、相談員を対象とした研修会の開催等の研修事業を高松市身体障害者協会に委託して実施し、相談員としての心構えと役割について認識を深めるとともに、資質の向上を図ることにより、身体障害者に対する相談業務の充実を図る。		1 0 8
障害者や障害者のいる家族に対する相談体制、情報提供の充実 【障がい福祉課】 ( 新規 ・ 継続 )	<p>■身体障害者相談支援事業および知的障害者相談支援事業</p> <p>身体および知的障害者相談支援事業を各2事業所に委託し、高松障害保健福祉圏域(1市2町)で実施する。精神障害者相談支援事業は、県内7ヶ所(うち市内3ヶ所)の事業所に委託し、県内市町で共同実施する。</p> <p>各相談支援事業所は、社会福祉士等の資格者を常勤で配置して、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング等総合的な相談支援等を行い、在宅の障害者やその家族の地域における生活を支援する。</p> <p>■障害者相談員設置事業</p> <p>身体障害者相談員および知的障害者相談員を各障害者団体の代表者からの推薦に基づき委託する。相談員は、障害者の相談・指導、関係機関への協力・連絡等の業務を実施し、在宅の障害者やその家族の地域における生活を支援する。(1, 3 9 5千円)</p> <p>■知的障害者・児療育相談事業</p> <p>NPO 法人高松市知的障害者ネットワークみんなの広場に委託して、高松市総合福祉会館において、知的障害者の家庭における療育、生活等の療育相談を実施する。(6 4 5千円)</p>		1 0 6, 4 9 5

精神障害者デイケア事業 <b>【保健センター】</b> ( 新規 ・ 継続 )	在宅の精神障害者の社会参加を支援するためのデイケアを実施する。(保健所で週1回、香川保健センターで月2回実施)	2,707
介護予防教室 <b>【保健センター】</b> ( 新規 ・ 継続 )	高齢者が介護予防を実践するための知識や技術などを習得し、自主的に介護予防ができるよう支援することを目的に、市内保健センター・コミュニティセンター等で介護予防教室を実施する。	1,312
高齢者支援推進事業 <b>【地域包括支援センター】</b> ( 新規 ・ 継続 )	地域の高齢者が自分らしい生活を継続的にできるよう支援するために、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3分野の専門職が連携し、事業の推進を図る。 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ・介護予防ケアマネジメント事業	251,810

施策体系	Ⅲ-9-(2)	具体的施策	高齢者・障がい者等の就業・学習機会の充実
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
老人クラブ活動助成費 <b>【長寿福祉課】</b> ( 新規 ・ 継続 )	老人クラブは、地域社会において高齢者自身が健全で豊かな生活や生きがいを高め、高齢者福祉の増進に役立てることを目的とする高齢者の自主的な組織であり、その活動を支援することにより、高齢者の健康と福祉の増進、社会参加を促進する。 主な活動状況 ・教養活動：老人大学、教養講座などの開催 ・社会奉仕活動：公共施設清掃、友愛訪問等 ・スポーツ振興：スポーツ、ゲートボール大会等		38,162
シルバー人材センター運営補助金 <b>【長寿福祉課】</b> ( 新規 ・ 継続 )	高松市シルバー人材センターの円滑な運営を促進するため、補助金の交付を行うことにより、高齢者の社会活動への参加と生きがい創出の促進を図る。		21,407
高齢者・団塊の世代対象の講座開催 <b>【生涯学習課生涯学習センター】</b> ( 新規 ・ 継続 )	生涯学習センターにおいて、高齢者や団塊の世代の人がこれまでに蓄積した経験や知識、スキル等を発表できる場を提供するほか、コミュニティセンター等において、第2の人生を切り開くためのセカンドキャリア支援の講座を開催する。		174
学習機会の提供 <b>【企画課男女共同参画推進室】</b> ( 新規 ・ 継続 )	男女共同参画センターにおいて、団塊の世代を対象としたセミナー等を実施する。		0 (Ⅱ-4-(1)の指定管理料に含まれる)
障害者小規模作業所助成事業 <b>【障がい福祉課】</b> ( 新規 ・ 継続 )	障がい者であって雇用されることの困難なもの等を通所させて必要な訓練を行い、かつ、就労の機会を提供することにより、その自立に寄与することを目的に設置される障害者小規模作業所を運営する者(身体1事業所、知的1事業所)に対し補助金を交付する。		25,200



<p>地域活動支援センターⅢ型事業委託</p> <p>【障がい福祉課】</p> <p>( 新規 ・ 継続 )</p>	<p>市内に住所を有する雇用されることが困難な障がい者に対し、障がい者への創作的活動または生産活動の機会の提供に関する事業、障がい者の社会との交流の促進等の便宜の提供に関する事業、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整などを行うことによって、障がい者等の地域生活支援の促進を図るため、7事業所（うち市外1事業所）に委託し、実施する。</p>	<p>45,017</p>
<p>就労移行支援事業</p> <p>【障がい福祉課】</p> <p>( 新規 ・ 継続 )</p>	<p>就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。</p>	<p>66,000</p>
<p>就労継続支援事業</p> <p>【障がい福祉課】</p> <p>( 新規 ・ 継続 )</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。</p>	<p>444,763</p>

【人権・健康分野】

施策体系	IV-10-(1)	具体的施策	人権意識を醸成する啓発活動の推進
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
啓発活動事業 【人権啓発課】 (新規・継続)	12月4日～10日の人権週間に男女の人権尊重をはじめ、広く人権を尊重する市民意識の普及・高揚を図るため、広報たかまつ・ケーブルTV・ホームページ・立看板・懸垂幕掲示による啓発活動事業を実施する。		107
啓発活動事業 【人権啓発課】 (新規・継続)	男女の人権尊重をはじめ、広く人権を尊重する市民意識の普及・高揚を図るため啓発資料(リーフレット等)を作成し配布する。		100 (県委託100)
人権週間等における啓発活動 【人権教育課】 (新規・継続)	人権問題解決のため、人権週間(12月4日～10日の1週間)前後に、次の事業を実施する。 ①平和と人権を守る市民のつどい ②人権啓発作品展 ③じんけん集の作成・配布 ④人権啓発物品(メモ帳、ティッシュペーパー)の作成・配布 ⑤広報たかまつ、ケーブルテレビ、ホームページによる啓発		670
広報啓発活動 【企画課男女共同参画推進室】 (新規・継続)	男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえ、男女共同参画週間や市民との協働による男女共同参画市民フェスティバルにおける各種行事を実施し、男女の人権に関する広報啓発活動を行う。(再掲)		0 (I-1-(1))

施策体系	IV-10-(1)	具体的施策	人権に関する教育・学習・相談機会の提供
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
人権・同和問題指導者研修講座事業 【人権啓発課】 (新規・継続)	市内の事業所の人事・研修担当者を対象に開催する人権問題指導者研修講座において、企業活動(広報)を通して、女性をはじめとした人権の尊重に配慮した取組みについての啓発を行う。		80
学校教育の場における人権教育 【人権教育課】 (新規・継続)	児童生徒の実態に応じて、男女平等や男女相互の協力・理解等について指導する。		0
人権教育市民講座、人権教育研修事業の実施 【人権教育課】 (新規・継続)	コミュニティセンターおよび公民館において、市民を対象に、啓発資料による講話や視聴覚教材を活用した人権教育市民講座を実施する。 市立幼稚園、小・中学校の単位PTA会員を対象に人権教育研修事業を実施する。		686
人権教育事業、セミナー等による啓発事業 【学校教育課】 (新規・継続)	男女平等意識を育むことができるよう、ジェンダーに敏感な視点を取り入れた研修を実施し、互いの人権を尊重する意識の高揚を図る。		0
人権相談 【企画課男女共同参画推進室】 (新規・継続)	男女共同参画センターにおいて、年2回、人権擁護委員による人権相談を実施する。		0

施策体系	IV-10-(1)	具体的施策	子どもや高齢者等の虐待防止対策の推進
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
要保護児童対策事業 【子育て支援課 こども女性相談室】  ( 新規 ・ 継続 )	<p>関係機関による高松市児童対策協議会を設置し、児童虐待を始めとする要保護児童の早期発見と適切な対応を図るため、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行う。</p> <p>関係機関 31            代表者会議 年1回開催            実務者会議 年4回開催            個別ケース検討会議 年100回開催            情報交換会 年12回開催</p>		7,112
高齢者虐待防止(広報・啓発活動、相談、関係機関によるネットワーク) 【地域包括支援センター】  ( 新規 ・ 継続 )	<p>高齢者が安心して暮らせるよう高齢者の人権や財産を守るための支援を行うために、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3分野の専門職が、関係各課・団体と連携を図りながら、権利擁護事業を実施する。</p>		1,395

施策体系	IV-10-(2)	具体的施策	メディアにおける人権尊重への配慮およびメディア・リテラシーの向上
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
広報啓発活動 【企画課男女共同参画推進室】  ( 新規 ・ 継続 )	<p>男女共同参画センターにおいて実施するセミナー等を通じて、広報啓発活動を行うとともに、研修会等を通じ、インターネット等におけるメディア・リテラシーの向上を図る。</p>		0 (II-4-(1) の指定管理料に 含まれる)

施策体系	IV-10-(2)	具体的施策	広報・出版物での性にとらわれない表現の促進
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
男女共同参画の視点に立った広報の推進 【広聴広報課】  ( 新規 ・ 継続 )	<p>広報紙などでジェンダー・フリーの視点に立った広報を心がける。</p>		0

施策体系	IV-11-(1)	具体的施策	女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
男性に対する学習機会の提供 【企画課男女共同参画推進室】  ( 新規 ・ 継続 )	<p>男女共同参画センターにおいて実施する出前セミナー等を通じて、学習機会の提供、広報啓発活動を行う。</p>		0 (II-4-(1) の指定管理料に 含まれる)

施策体系	IV-111-(2)	具体的施策	配偶者等からの暴力防止に対する意識啓発の推進
事業名		事業の概要	平成23年度 予算額(千円)
若年層に対する学習機会の提供 【企画課男女共同参画推進室】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		男女共同参画センターにおいて実施する出前セミナー等を通じて、学習機会の提供、広報啓発活動を行う。	0  (II-4-(1) の指定管理料に 含まれる)

施策体系	IV-111-(2)	具体的施策	相談体制の充実
事業名		事業の概要	平成23年度 予算額(千円)
相談事業 【企画課男女共同参画推進室】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		男女共同参画センターにおいて、「女性こころの相談」を実施する。	0  (II-4-(1) の指定管理料に 含まれる)
女性相談事業 【子育て支援課 こども女性相談室】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		女性相談員による生活・家庭や愛情のもつれ等女性の悩みごと相談のうち、増加傾向にある配偶者等からの暴力に関する相談について、必要な指導を行うとともに、香川県の設置する配偶者暴力相談支援センター等関係機関と連携して、被害者の保護や援助に努める。 女性相談員 2人 相談日時 月曜日～金曜日 9時～16時	5,414

施策体系	IV-111-(2)	具体的施策	被害者等の保護および自立支援
事業名		事業の概要	平成23年度 予算額(千円)
こころのサポート事業 【企画課男女共同参画推進室】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		男女共同参画センターにおける、「女性こころの相談」において、継続的にカウンセリングを行うことで、DV被害者等のこころのサポートを行う。	0  (II-4-(1) の指定管理料に 含まれる)
母子生活支援施設管理運営事業 【子育て支援課 こども女性相談室】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		監護する児童の福祉に欠けることが原因で入所している母子家庭の母等に対して、生活指導や支援を行うことにより、監護する児童の福祉を図るとともに、母子家庭の生活の安定と自立の促進を図る。 高松市屋島ファミリーホームの管理運営を指定管理者を通じて実施する。	17,881

施策体系	IV-11-(2)	具体的施策	配偶者等からの暴力防止対策の推進体制の整備
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
DV被害者支援対策事業 【子育て支援課 こども女性相談室】 (新規・継続)	DV被害者の発見、保護、自立支援を適切に行うため、香川県子ども女性相談センター、高松市男女共同参画センター等関係機関相談業務において情報交換を行い、緊密な連携を図る。 また、DV被害防止のための庁内ネットワークづくりに取り組む。 女性相談関係者会議 年1回開催 高松市児童対策協議会DV被害専門部会 年1回		0 ※予算執行は、女性相談事業の中で合わせて行っている。

施策体系	IV-11-(3)	具体的施策	雇用等の場におけるセクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
広報啓発活動 【商工労政課】 (新規・継続)	「たかまつ労政だより」を年5回程度発行し、市内の事業所、商工会議所、商工会等に郵送するほか、本市ホームページにも内容を掲載する。(再掲)		0 (III-6-(1))
広報啓発活動 【企画課男女共同参画推進室】 (新規・継続)	男女共同参画センターにおいて実施する出前セミナー等を通じて、広報啓発活動を行う。		0 (II-4-(1) の指定管理料に 含まれる)

施策体系	IV-12-(1)	具体的施策	ライフステージに応じた健康づくり
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
心の健康啓発事業 【企画課男女共同参画推進室】 (新規・継続)	男女共同参画センターにおいて、メンタルヘルス講座を開催することにより、心の健康啓発を行う。		0 (II-4-(1) の指定管理料に 含まれる)
心の健康啓発事業 【保健センター】 (新規・継続)	心の健康セミナー(統合失調症、不安障害、うつ病)などを実施する。 統合失調症家族教室を開催する。(毎月1回(6月～3月))		196
自殺予防啓発事業 【保健センター】 (新規・継続)	地域での啓発事業を実施する。(精神科医師、保健師が実施) うつ病家族教室(2回実施)を実施する。		227
アルコール問題啓発事業 【保健センター】 (新規・継続)	アルコール問題を考えるセミナーを開催する。 アルコール問題を考える家族のつどいを実施する。 (毎月1回開催)		112

健康教育 【保健センター】 ( 新規 ・ 継続 )	生活習慣病の正しい知識と生活習慣の改善を図ることを目的に、医師・保健師・栄養士等による健康教育を実施する。	9, 164
健康相談 【保健センター】 ( 新規 ・ 継続 )	生活習慣病の正しい知識と生活習慣の改善を図ることを目的に、医師・保健師・栄養士等による健康相談を実施する。	6, 617
肝炎ウイルス検診 【保健センター】 (新規 ・ 継続)	40歳の方と過去に一度も肝炎ウイルス検診を受けたことがない人を対象に、肝炎ウイルス検診受診券を送付し、市内医療機関で検診を実施する。	8, 859
歯科健康診査 【保健センター】 ( 新規 ・ 継続 )	40歳・50歳・60歳・65歳・70歳・75歳の全市民を対象に、歯科健康診査受診券を送付し、市内の歯科医療機関で歯科健康診査を実施する。	28, 907
1歳6か月児および3歳児健康診査 【保健センター】 ( 新規 ・ 継続 )	1歳6か月児および3歳児を対象に、疾病および異常を早期発見するとともに、疾病の予防や支援を行うことにより、健康の保持増進を図るため、健康診査を実施する。	23, 890
がん検診 【保健センター】 ( 新規 ・ 継続 )	がんの早期発見と早期治療を図るため、胃がん・大腸がん・前立腺がん・肺がん・子宮がん・乳がん検診を実施する。	321, 329
食育ガイドおよび健やかメニュー等による食育啓発事業 【保健センター】 ( 新規 ・ 継続 )	たかまつ食育ガイドやライフステージ別食育ガイド、健やかメニュー等をあらゆる機会を活用することにより、食育を推進する。	158
食育ロビー展示 【保健センター】 ( 新規 ・ 継続 )	食育月間である6月に、本市の食育推進事業を含めた食育啓発に関する掲示等を行うことにより、食育を推進する。	10
高松市民スポーツフェスティバル 【スポーツ振興課】 ( 新規 ・ 継続 )	10種目からなる「小学校区対抗競技大会」、「水泳競技大会」とスポーツ・レクリエーション大会である「トリムの祭典」マラソン大会である「ファミリー&クォーターマラソン in A J I」の市民総参加のイベントで、競技では、参加資格としてチームは男女で構成したり、女性は1人は出場するようにする等市民のだれもが生涯をとおしてスポーツに親しむことができるようイベントとして実施する。	12, 000
学校教育における喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導 【保健体育課】 ( 新規 ・ 継続 )	学習指導要領に基づき、保健学習・保健指導を通じて、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導を行う。	0

施策体系	IV-12-(1)	具体的施策	心身の健康を支える体制の充実
事業名		事業の概要	
		平成23年度 予算額(千円)	
相談事業 【企画課男女共同参画推進室】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		男女共同参画センターにおいて、「女性こころの相談」を実施する。(再掲)	0 (II-4-(1) の指定管理料に 含まれる)
心の健康相談 【保健センター】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		心の健康相談(心の病気、アルコール問題、ひきこもりなどの相談)として、電話、来所、訪問での相談を行う。(平日) 月1回、医師による相談を実施する。 臨床心理士等による自殺予防相談を行う。	3, 218
女性専門外来 【市民病院事務局総務課】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		女性が抱える心とからだの悩みや症状を女性医師に気軽に相談できるように女性専門外来を開設する。	

施策体系	IV-12-(2)	具体的施策	健全な成長のための性に関する教育と学習機会の充実
事業名		事業の概要	
		平成23年度 予算額(千円)	
学校教育におけるエイズおよび性感染症の予防のほか性に関する指導 【保健体育課】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		学習指導要領に基づき、保健学習・保健指導を通じて、児童生徒の発達段階を踏まえてエイズおよび性感染症の予防のほか性に関する指導を行う。	0
エイズ相談、啓発事業 【保健対策課感染症対策室】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		エイズなど性感染症に関する相談事業や啓発活動による正しい知識の普及啓発を図る。	55

施策体系	IV-12-(2)	具体的施策	妊娠・出産期における女性の健康管理の充実
事業名		事業の概要	
		平成23年度 予算額(千円)	
母子健康手帳交付にともなう諸制度の普及啓発 【保健センター】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		妊婦からの妊娠届け出に基づき、母子健康手帳や母子保健ガイドブック等を交付し、妊娠・出産・育児に係る諸制度について説明し、必要な制度の利用を促進する。	1, 147
妊婦健康診査・相談 【保健センター】 ( 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 )		母体および胎児の疾病および異常を早期発見するとともに、疾病の予防や支援を行うことにより、健康の保持増進を図るため、妊娠期の各段階に応じた健康診査および相談を実施する。	397, 650

はじめてのパパママ教室等マタニティ教室の実施 【保健センター】 ( 新規 ・ 継続 )	はじめての出産を迎える夫婦や育児負担の強い多胎児を妊娠している夫婦を対象に、育児に対する関心を高め、育児不安を軽減し、前向きに子育てができるよう体験学習や実習を行い、父親等の参加を促進する。	115
不妊治療に対する助成・相談 【保健センター】 ( 新規 ・ 継続 )	特定不妊治療の経済的な負担を軽減するため、医療保険が適用されず高額な費用がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。	72,944

施策体系	IV-12-(2)	具体的施策	周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の充実
事業名	事業の概要		平成23年度 予算額(千円)
在宅当番医制事業 【保健対策課地域医療対策室】 ( 新規 ・ 継続 )	日曜・休日昼間における救急患者の初期救急医療の確保を図る。		12,430
病院群輪番制病院運営事業 【保健対策課地域医療対策室】 ( 新規 ・ 継続 )	病院群輪番制の円滑な実施により、夜間の二次救急医療の確保を図る。		66,475
夜間急病診療所運営事業 【保健対策課地域医療対策室】 ( 新規 ・ 継続 )	夜間急病診療所の運営により、夜間の初期救急医療の確保を図る。		132,197
産科医等確保支援事業 【保健対策課地域医療対策室】 ( 新規 ・ 継続 )	産科医・助産師に事業者が支給する手当に対して補助を行うことにより、処遇改善を通じて産科医等の確保を図る。		10,000